

# 官報号外

平成二十六年四月十六日

## ○ 第百八十六回 参議院会議録第十七号

平成二十六年四月十六日(水曜日)

午前十時六分開議

### ○ 議事日程 第十七号

平成二十六年四月十六日

午前十時開議

第一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第二 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第三 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第四 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第五 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第六 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第八 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第九 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第十 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第十一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第十二 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第十三 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第十四 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第十五 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第十六 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第十八 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

第十九 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

○ 本日の会議に付した案件  
一、議員藤巻幸夫君逝去につき哀悼の件  
以下 議事日程のとおり

○ 議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。  
議員藤巻幸夫君は、去る三月十五日逝去されました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。

同君に対しましては、議長は、既に弔詞をささげました。

ここにその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は、わが国、民主政治発展のため力を尽くされました。議員藤巻幸夫君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

○ 議長(山崎正昭君) 藤本祐司君から発言を求められております。この際、発言を許します。藤本祐司君。

○ 藤本祐司君 本院議員藤巻幸夫先生は、急性脳炎に冒され、専心療養に努めておられましたが、去る三月十五日、都内の病院において急性脳炎加療中の出血性ショックにより急逝されました。突然の訃報に接し、いまだに信じられない思いでいっぱいあります。誠に痛惜哀悼の念に堪えません。

私は、ここに、皆様のお許しを得て、議員一同

を代表し、故藤巻幸夫先生の御靈に対し、謹んで

哀悼の言葉をささげます。

私が国土交通委員長に就任後、最初の藤巻幸夫先生の質問は、平成二十五年十一月五日でありました。そこで質問は、ビジット・ジャパン戦略、外国人をお迎えする体制、ブランディング、

十五年ほど民間シンクタンクで地域振興政策や観光政策に取り組んできた私にとつても、大変刺激的な藤巻先生の質疑でした。そんな藤巻先生を参議院議員会館で呼び止め、観光政策について立ち話をし、一度じっくり食事でもしながら意見交換しようと話したのが十一月半ばのことでした。

藤巻先生の御葬儀の日は、先生の急逝を悲しんでいるかのような冷たい雨の降る日でした。しかし、先生にお別れの言葉をささげるため、多くの友人、知人が参集されました。人懐っこい笑顔を絶やさず、エネルギッシュに持論を繰り出す先生は、政治家として、今後よいよその御活躍が期待されておりましたところ、突然とその生涯を閉じられました。五十四歳という早過ぎる旅立ちであります。人一倍声が大きく、人一倍おしゃべりで、いつも大勢の人が周りに集まっていた藤巻幸夫先生。バイタリティーがあり過ぎたから太くて短い人生になつた、五十四歳という人生、たが、人の何倍も生きたんじゃないかなとお兄様の藤巻健史議員から伺つたお話を交えながら、藤巻幸夫先生の経歴を紹介いたします。

先生は、昭和三十五年一月五日、東京都大田区に三人の御兄弟の次男として生まれになりました。お兄様は伝説のトレーダー、弟はカリスマバイヤーとして御活躍され、それぞれマクロ経済と

ミクロ経済の専門家としてお二人そろつて講演をされ、「藤巻兄弟の大入塾」という本を出版されたりと、御兄弟それぞれの特徴を生かしながら力

を合わせて活動されていたと承知しています。

藤巻幸夫先生は、昭和五十七年に上智大学を卒業され、当時の株式会社伊勢丹に入社されました。入社以来、画期的な売場づくりなど百貨店初

の試みを数々手掛け、これらを成功に導き、その業績により、先ほど紹介いたしましたようにカリスマバイヤーと称されるに至ったのです。

さらに、十年ほど前、四十四歳のときに、経営破綻した靴下メーカーである福助株式会社の代表取締役社長に就任し、僅か一年半で見事に再建させたなど、経営者としても卓越した手腕を發揮されました。私も、藤巻先生の特集が組まれたテレビを幾つか拝見しました。そのとき、何で破天荒で面白い人なんだ、これが人の心をつかむ方法なんだなど感心したこと覚えています。何でも、福助株式会社に移る際、お兄様の健史様に相談があつたそうです。先方からは、営業の責任者で打診があつたのを、お兄様が、社長なら入ると言つてこいと返したところ、本当に社長を務めることになつたとのことです。

その後、株式会社セブン＆アイ生活デザイン研究所代表取締役、株式会社イトーヨーカ堂取締役執行役員を歴任された後、電子商取引サイト藤巻百貨店を始め、数多くの企画や事業の立ち上げに携わり、近年は若手を中心に入材の育成にも努めておられました。

平成二十二年、先生に大きな転機が訪れます。御自身は政治家になるとは夢にも思つておられなかつたようですが、先生の経験と能力を国政の場に生かしてほしいとの周囲の熱心な推奨を受け、一大決意をもつて第二十二回参議院通常選挙に立候補し、平成二十四年十二月に晴れて参議院に当選されました。

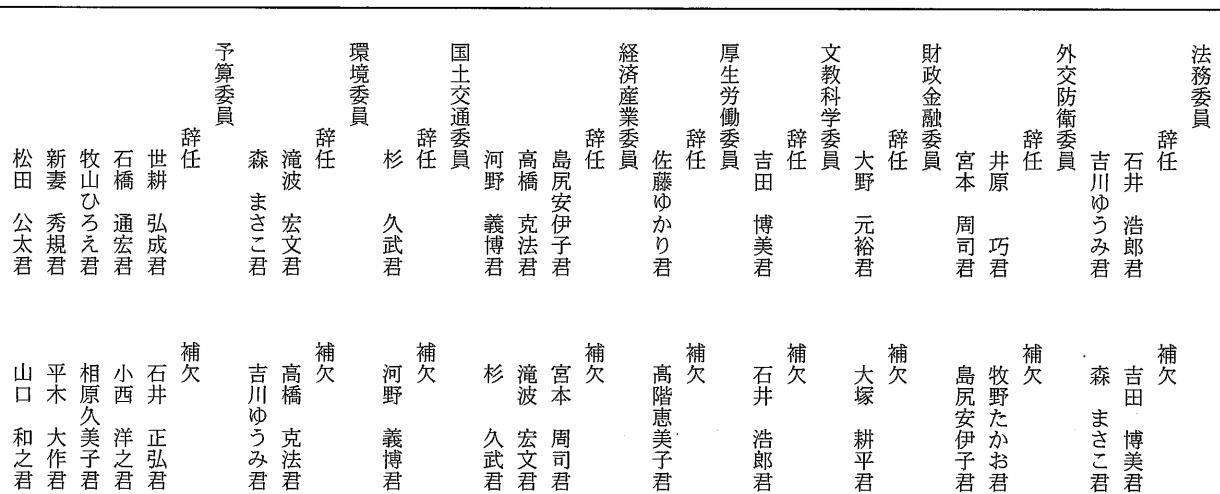
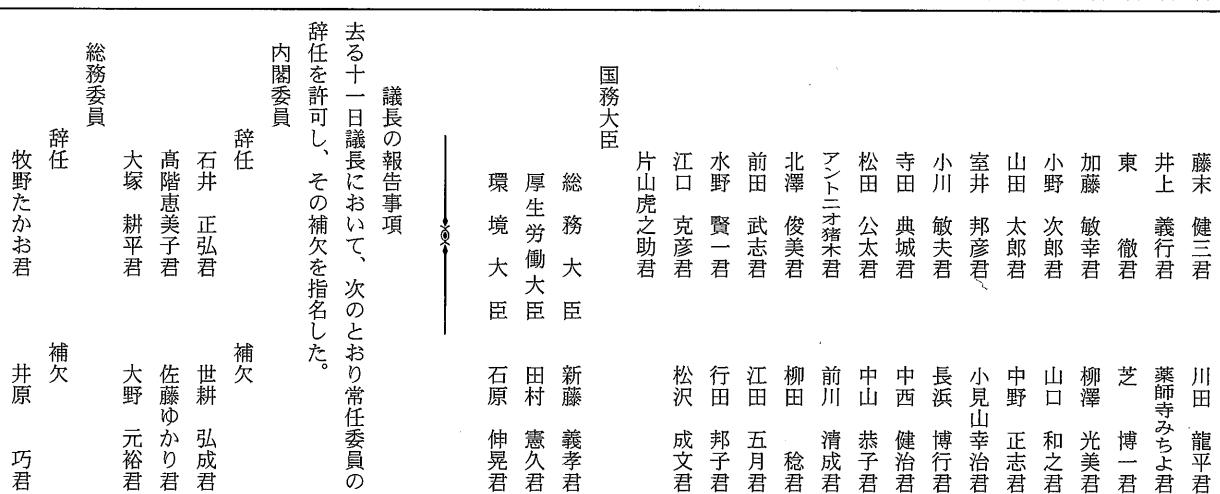
藤巻先生は、本院において、国土交通委員会、行政監視委員会、原子力問題特別委員会などに所





渡辺	赤池	石井	石井	猛之君
水落	敏宗君	俊男君	正弘君	誠章君
野上浩太郎君	山村	俊男君	準一君	誠章君
有村	山村	俊男君	準一君	誠章君
小泉	治子君	治子君	準一君	誠章君
岩城	昭男君	昭男君	準一君	誠章君
世耕	光英君	光英君	準一君	誠章君
橋本	聖子君	聖子君	準一君	誠章君
山本	順三君	順三君	準一君	誠章君
牧野たかお君	金子原二郎君	金子原二郎君	準一君	誠章君
堀内	恒夫君	恒夫君	準一君	誠章君
谷	亮子君	亮子君	準一君	誠章君
山田	修路君	修路君	準一君	誠章君
糸数	慶子君	慶子君	準一君	誠章君
豊田	俊郎君	俊郎君	準一君	誠章君
滝波	宏文君	宏文君	準一君	誠章君
高橋	克法君	克法君	準一君	誠章君
大沼	みづほ君	みづほ君	準一君	誠章君
大野	泰正君	泰正君	準一君	誠章君
島田	三郎君	三郎君	準一君	誠章君
西田	昌司君	昌司君	準一君	誠章君
岡田	直樹君	直樹君	準一君	誠章君
佐藤みどり君	佐藤みどり君	佐藤みどり君	準一君	誠章君
野村	哲郎君	哲郎君	準一君	誠章君
中川	雅治君	雅治君	準一君	誠章君
松下	新平君	新平君	準一君	誠章君

武見	敬三	中曾根弘文	君	中曾根弘文	君
山谷	えり子	千賀	喜史	千賀	喜史
磯崎	哲史	君	君	君	君
鴻池	祥肇	君	君	君	君
浜野	喜史	君	君	君	君
小西	洋之	君	君	君	君
大野	元裕	君	君	君	君
斎藤	エリ	君	君	君	君
徳永	嘉隆	君	君	君	君
難波	燐二	君	君	君	君
有田	芳生	君	君	君	君
野田	国義	君	君	君	君
風間	直樹	君	君	君	君
大島	九州	男君	君	君	君
津田	弥太郎	君	君	君	君
白	眞勲	君	君	君	君
藤本	祐司	君	君	君	君
尾立	源幸	君	君	君	君
林	久美子	君	君	君	君
小林	正夫	君	君	君	君
大塚	耕平	君	君	君	君
櫻井	充	君	君	君	君
那谷	屋正義	君	君	君	君
小川	勝也	君	君	君	君
神本	美恵子	君	君	君	君
羽田	雄一郎	君	君	君	君
樺葉	賀津	君	君	君	君
田中	茂	君	君	君	君
平野	達	男君	君	君	君
渡辺	美知太郎	君	君	君	君
吉川	沙織	君	君	君	君
柴田	巧	君	君	君	君
儀間	光男	君	君	君	君
広田	一	君	君	君	君



官 報 (号 外)



官報 (号外)

<p>物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第七項に規定する原子力施設をいう。</p> <p>第八条を第九条とする。</p> <p>第七条中「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。」を削り、「又は強取する」を「若しくは強取し、又は原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しくは財産に害を加える」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。</p> <p>第五条の次に次の二条を加える。</p> <p>第六条 特定核燃料物質を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し又は免除する。</p> <p>附則第三条中「第八条」を「第九条」に改める。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p> <p>(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)</p> <p>2 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第八十二号中「第七条」を「第八条」に改め、「所持等」の下に「特定核燃料物質の輸出入」を加える。</p>
<p>審査報告書</p> <p>電波法の一部を改正する法律案</p> <p>右は多数をもつて可決すべきものと議決した。</p> <p>よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>平成二十六年四月十五日</p> <p>参議院議長 山崎 正昭殿</p> <p>総務委員長 山本 香苗</p> <p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、災害時に非常通信を行なう無線局等に係る手数料等を免除するほか、技術基準適合証明等の表示方法に係る規定の整備等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。</p> <p>なお、別紙の附帯決議を行つた。</p> <p>二、費用</p> <p>本法施行に伴う電波利用料の歳入見込額は、平成二十六年度から二十八年度の平均で約七百億円である。また、電波利用共益費用の使途の追加に伴う経費として、平成二十六年度一般会計予算(総務省所管)の電波利用料財源電波監視等実施費に十一億八千万円が計上されている。</p>
<p>三、日本経済の活性化など社会的諸課題の解決に資するため、スマートメーターやM2M等の電波利用システムによる新産業・新サービスの推進を図るとともに、電波の逼迫等その障害となる課題の解消に向けて検討を行うこと。</p> <p>四、周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待され、また、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることも期待できる一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増、電波が金融取引の対象となる等の課題があることから、電波が国民共有の財産であることを踏まえつつ、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、総合的に検討を行うこと。</p> <p>右決議する。</p> <p>附帯決議</p> <p>政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。</p> <p>1 本法施行に伴う電波利用料の見直しに当たっては、無線局全体の受益を直接の目的として行なう事務に要する費用を受益者である免許人等が負担する、いわゆる特定財源であるという制度趣旨に基づき、電波利用状況等の変化に対応しつつ、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、用途・予算規模及び料額について、一層の透明・公平・</p>
<p>適正の確保を図ること。</p> <p>二、豪雨・豪雪が頻発し、首都直下地震、南海トラフ巨大地震の発生も懸念される中、災害による被害の軽減に向けた取組が一層重要となつており、災害時においては、住民及び関係機関に対しても迅速、正確かつ高度な情報の伝達を可能とするため、通信手段の整備等に努めること。特に、災害時における重要な情報提供手段であるラジオ放送については、難聴の解消に万全を期すとともに、復興途上にある被災地において生活に役立つ情報提供を行つて臨時灾害FM局等の放送継続に配意すること。</p> <p>M局等の放送継続に配意すること。</p> <p>三、日本経済の活性化など社会的諸課題の解決に資するため、スマートメーターやM2M等の電波利用システムによる新産業・新サービスの推進を図るとともに、電波の逼迫等その障害となる課題の解消に向けて検討を行うこと。</p> <p>四、周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待され、また、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることも期待できる一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増、電波が金融取引の対象となる等の課題があることから、電波が国民共有の財産であることを踏まえつつ、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、総合的に検討を行うこと。</p> <p>右決議する。</p> <p>電波法の一部を改正する法律案</p> <p>電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認(第三十八条の三十三—第三十八条の三十八)」を「第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認(第三十八条の三十三—第三十九—第三十八条の四十八)」に改める。</p> <p>第四条第二号中「又は第三十八条の三十五」を「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改める。</p> <p>第二十五条第一項中「の免許状」の下に「に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項(第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。)」を加え、「以下「免許状等」という。」を削り、「事項」の下に「若しくは第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項(第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。)」を加える。</p> <p>第三十八条の五第三項中「届出」の下に「(登録を受けた者の氏名若しくは名称若しくは住所又は技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更に係るものに限る。)」を加える。</p> <p>第三十八条の七第三項中「又は第三十八条の三十五」を「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改め、「その表示」の下に「(第二項の規定により適合表示無線設備を組み込んだ製品に付された表示を含む。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)又は第三十</p>

八条の三十五を「第一項（第三十八条の三十一第  
四項において準用する場合を含む。）、前項、第三  
十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項にお  
いて準用する場合を含む。）、第三十八条の三十五  
又は第三十八条の四十四第三項」に改め、「無線設  
備」の下に「又は無線設備を組み込んだ製品を加  
え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次  
の一項を加える。

2 適合表示無線設備を組み込んだ製品を取り扱  
うことを業とする者は、総務省令で定めるとこ  
ろにより、製品に組み込まれた適合表示無線設  
備に付されている表示と同一の表示を当該製品  
に付することができる。

第三十八条の十一第一項中「第一百三一条の二第三  
十四項」を「第二百三条の二第三十七項」に改める。

第三十八条の二十二第一項中「第三十八条の七  
第一項」の下に「又は第三十八条の四十四第三項」  
を加える。

第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七  
第一項」の下に「又は第三十八条の四十四第三項」  
を加え、「同項」を「第三十八条の七第一項又は第  
三十八条の四十四第三項」に改める。

第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第六  
項及び第三十八条の三十八中「第三十八条の二  
十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と「」を削  
る。

第三章の二第二節の次に次の二節を加える。

（修理業者の登録）

第三節 登録修理業者

第三十八条の三十九 特別特定無線設備（適合表  
示無線設備に限る。以下この節において同じ。）  
の修理の事業を行う者は、総務大臣の登録を受  
けることができる。

で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の名称及び所在地

三 修理する特別特定無線設備の範囲

四 特別特定無線設備の修理の方法の概要

五 修理された特別特定無線設備が前章に定め る技術基準に適合することの確認(以下この節において「修理の確認」という。)の方法の概要

六 第三十八条の四十 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

(登録の基準)

一 特別特定無線設備の修理の方法が、修理された特別特定無線設備の使用により他の無線設備の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがないものとして総務省令で定める基準に適合するものであること。

二 修理の確認の方法が、修理された特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合することを確認できるものであること。

七 第二十四条の二 第五項(第一号を除く。)及ぶ第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第

五項第一号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいづれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項」第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

(登録簿)

第三十八条の四十一 総務大臣は、第三十八条の三十九第一項の登録を受けた者(以下「登録修理業者」という。)について、登録修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 第三十八条の三十九第二項各号に掲げる事項  
(変更登録等)

第三十八条の四十二 登録修理業者は、第三十八条の三十九第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の登録簿を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第二十四条の二第五項(第一号を除く。)及び第六項、第三十八条の三十九第三項並びに第三十八条の四十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又是第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいづれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項」第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

4 登録修理業者は、第三十八条の三十九第二項第一号若しくは第一号に掲げる事項に変更があったとき、修理方法書を変更したとき(第一項の変更登録を受けたときを除く。又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更)をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。(登録修理業者の義務)

第三十八条の四十三 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理する場合には、修理方法書に従い、修理及び修理の確認をしなければならない。

2 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理する場合には、総務省令で定めるところにより、修理及び修理の確認の記録を作成し、これを保存しなければならない。(表示)

第三十八条の四十四 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理したときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に修理をした旨の表示を付さなければならぬ。

2 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特別特定無線設備の修理及び修理の確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に、第三十八条の七第一項第三十八条の三十一第四項において準

用する場合を含む。」第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む)、第三十八条の三十五又はこの項の規定により当該特別特定無線設備に付されている表示と同一の表示を付すことができる。

(登録修理業者に対する改善命令等)

第三十八条の四十五 総務大臣は、登録修理業者

۲۷۶

総務大臣は、登録修理業者が修理したその登録に係る特別特定無線設備が、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該登録修理業者に対し、当該特別特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

三十八条の四十六 登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出があつたときは、第三十八条の三十九第一項の登録は、その効力を失

५०

(登録の取消し)

第三十八条の四十七 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第二項において準用する第二十四条の二第五項第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。

二 第三十八条の四十五第一項から第三項まで  
　この節の規定に違反したとき  
三 第三十八条の三十九第一項の登録又は第三十八条の四十二第一項の変更登録を受けたとき

五月

卷三十一

登録修理業者の登録について、第三十八条の二十及び第三十八条の二十一の規定は登録修理業者及び特別特定無線設備について準用する。この場合において、第二十四条の十一中「第二十

四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第

二項」とあるのは「第三十八条の四十六第二項」

と、「前条」とあるのは「第三十八条の四十七」

第三十八條の二第一項中「当該技術基準」と

適合証明に】とあるのは、当該登録修理業者が修

理したその登録に」と読み替えるものとする

第五十三条中「免許状等」を「その無線局の免許

第一号及び第二百二十九条の二第四項第二号において

免許状等」という。」に改める。

第七十一条の二の二第十

五第一項の項の次に次のように加える。

平成十六年四月十六日 参議院会議録第十七号 電波法の一部を改正する法律案

第三十八条の五第三項、第三十九条の十五第一項、第三十八条の十八各号並びに第三十九条の十七第二項及び第三项並びに第三十八条の十八第一項及び第三项

技術基準適合証明の業務  
第十一章

第三十八条の四十五 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第一項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、当該登録修理業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずことができること。
総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十三の規定に違反していると認めるときは、当該登録修理業者に対し、修理の方法又は修理の確認の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。
総務大臣は、登録修理業者が修理したその登録に係る特別特定無線設備が、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該登録修理業者に対し、当該特別特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講すべきことを命ずることができる。
(廃止の届出)
第三十八条の四十六 登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
前項の規定による届出があつたときは、第三十八条の三十九第一項の登録は、その効力を失
2 総務大臣は、登録修理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
一 この節の規定に違反したとき。
二 第三十八条の四十五第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。
三 不正な手段により第三十八条の三十九第一項の登録又は第三十八条の四十二第一項の変更登録を受けたとき。
(準用)
第三十八条の四十八 第二十四条の十一の規定は登録修理業者の登録について、第三十八条の二十及び第三十八条の二十一の規定は登録修理業者及び特別特定無線設備について準用する。この場合において、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第三十八条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の四十七」と、第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明」とあるのは「当該登録修理業者が修理したその登録」と読み替えるものとする。
第五十三条中「免許状等」を「その無線局の免許状又は第二十七条の二十二第一項の登録状(次条第一号及び第一百三条の二第四項第二号において「免許状等」という。)」に改める。
第七十七条の三の二第一項の表第三十八条の五第二項の項の次に次のように加える。
2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態(以下この項において「地震等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第一百二条の二第一項各号に掲げる無線通信(当該必要な通信に該当するものを除く。)を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認める

二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条中第四十項を第四十三項とし、第三十九項を第十二項とし、第三十八項を第四十一項とし、同条三十七項中「第二十四項の」を「第二十七項の」に改め、同項第一号中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同項第二号中「第二十九項又は第三十三項」を「第三十二項又は第三十六項」に改め、同項第三号中「第三十二項」を「第三十五項」に改め、同項第四号中「第三十四項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十六項中「第三十四項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十五項を同条第三十八項とし、同條第三十四項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同條第三十三項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同條第三十二項七項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同條第十八項」を「第三十一項」に、「第二十二項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同項を同条第三十項中「第二十八項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同條第二十九項中「第二十一項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「第二十二項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同條中第二十七項を第三十項とし、第二十六項を第二十九項とし、第二十五項を第二十八項とし、同條第二十四項中「第三十二項」を「第三十五項」に、「第三十四項」を「第二十七項」に改め、同項を同條第二十七項とし、同條第二十三項を同條第二十六項とし、同條中第二十一項を第二十四項とし、第二十項を第二十三項とし、同條第十九項中

「第十七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十二項とし、同条第十八項中「第十一項」を「第十二項」とし、同条第三項に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同項とし、同項の次に次の一項を加える。  
19 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、免許人の申請に基づき、当該免許人が第二項前段の規定により納付すべき電波利用料を延納させることができる。

第一百三条の二第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「及び第五項」を「第五項及び第七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項第一号及び第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十二項」に、「次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として」を「前条第二項に規定する無線局(以下この項において「國の機関等が開設する無線局」という。)を除く。」若しくは「國の機関等が」に改め、「には」の下に「当該無線局に關しては」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第十八項に」を「以下の項及び第二十一項に」に、「第十八項後段」を「第二十一項後段」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第一項、第五項及び第六項」を「第一項及び第五項から第八項まで」に、「第八項」を「第十項」に、「金額とする」を「金額」と、第七項中「一局につき二百円」とあるのは「一局につき二百円に、当該第一号

包括免許人に係る特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第二十一項において準用する第七十七条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案して政令で定める金額(以下この項及び次項において「特定周波数終了対策業務に係る金額」という。)を加算した金額と、「二百円」とあるのは「二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、第八項中「二百円」とあるのは「二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」とするに改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

る包括免許に基づき毎年十月末日現在において開設している特定無線局の数(次項において「開設特定無線局数」という。)をその年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間(その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、その期間)について、一局につき二百円(その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、二百円に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額(二百円に、同等特定無線局区分周波数幅(当該同等特定無線局区分に係る当該開設している特定無線局が使用する広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域専用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。)及び基準無線局数(電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定めるメガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。)を乗じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。)を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

線局区分ごとに、毎年十月一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局(その年の十一月一日以後の日を包括免許の日とする包括免許に基づき開設している特定無線局に限る。以下この項において「新規免許開設局」という。)の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数(この項の規定により新規免許開設局の数についての届出がされていない場合には、零)を超えたとき又は当該末日現在において開設している特定無線局(新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。)の数が当該一年の期間に係る開設特定無線局数(既にこの項の規定により既存免許開設局の数についての届出があつた場合は、その届出の日以後においては、その届出に係る既存免許開設局の数)を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超えた月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許開設局の数をそぞの十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該届出に係る月からその年の翌年の九月(その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了日の翌日の属する月の前月)までの期間について、二百円に、新規免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た

を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額(当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間において国に納めた当該同等特定無線局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

第一百十二条第一号中「第三十八条の七第二項又は第三項」を「第三十八条の七第三項又は第四項」に改め、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一號を加える。  
二 第三十八条の四十四第二項の規定に違反した者  
第一百三十三条第十二号及び第十三号中「及び第三十八条の三十八」を「第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八」に改める。  
二項、第十三項又は第二十一項に改め、同号を同条第二十五号とし、同条中第二十二号を第二十

四号とし、第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十一 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則第十五項を次のように改める。  
(電波利用料の特例)  
15 第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、「十一の二 地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とする。

別表第四第一号中「第四号」を「第五号」に、「調整又は」を「調整若しくは」に改め、「経験」の下に「又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に一年以上従事した経験」を加え、同表第二号中「調整又は」を「調整若しくは」に改め、「経験」の下に「又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に二年以上従事した経験」を加え、同表中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同表第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号の次に次の「一號を加える。  
三 第二级級總合無線通信士、第二級海上無線通信士又は陸上特殊無線技士(総務省令で定めるものに限る)の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に七年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した経験を有すること。

備及び当該附属設備を設置するために必要な工

するとのできる受信設備を設置している者を作物を含む)の整備のための補助金の交付除く。)のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地

上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とする。

別表第四第一号中「第四号」を「第五号」に、「調整又は」を「調整若しくは」に改め、「経験」の下に「又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に一年以上従事した経験」を加え、同表第二号中「調整又は」を「調整若しくは」に改め、「経験」の下に「又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に二年以上従事した経験」を加え、同表中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同表第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号の次に次の「一號を加える。  
三 第二级級總合無線通信士、第二級海上無線通信士又は陸上特殊無線技士(総務省令で定めるものに限る)の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に七年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した経験を有すること。

別表第六を次のように改める。

別表第六(第一百三条の二関係)

		無 線 局 の 区 分			
一 移動する無線局 (三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ)	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを用いるもの	他のもの	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの	金額
二 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行つたために陸上に開設するもの(六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)	三千メガヘルツを超える周波数の電波を使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを超える三十五メガヘルツを超える十メガヘルツ以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの	六百円
三 千メガヘルツを超えるもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	三千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	三千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	九万三千六百円
四 一千五百円	一千九百円	一千九百四十万四千九百円	一万六百円	三千八百円	八百円

		二 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行つたために陸上に開設するもの(六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)			
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	三千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	三千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	三千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	三千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六百円
七 四千二百円	五千五百円	五千五百円	一万六百円	八千七百円	八千七百円
八 四千二百円	四千五百円	四千五百円	八千五百円	六万四千三百円	六万四千三百円

官 報 (号 外)

三 人工衛星局(八の項に掲げる無線局を除く。)		三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの		三百四十九万三千五百円	
四 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(五の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)		六千メガヘルツ以下の電波を使用するもの		一億五千六百二十万千二百円	
五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものの(八の項に掲げる無線局を除く。)		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		一千九千万円	
六 基幹放送局(三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)		六千メガヘルツ以下の電波を使用するもの		二千九百万円	
七 空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの		空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの		一千円	
八 設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの		設置場所が特定地域にあるもの		十九万二千三百円	
九 空中線電力が十キロワット以上のもの		空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの		一万六千九百円	
十 設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの		八千三百九十一万二千五百円	
十一 設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		一千五百円	
十二 設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		六百六十七万五千円	
十三 設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		四億二百八十九万三千五百円	



官 報 (号 外)

平成二十六年四月十六日 参議院会議録第十七号 電波法の一部を改正する法律案

設置場所が第一地域 の区域内にあるもの		設置場所が第二地域 の区域内にあるもの		設置場所が第三地域 の区域内にあるもの		設置場所が第四地域 の区域内にあるもの		使用する電波 の周波数の幅 が四百キロヘ ルツを超える三 メガヘルツ以 下のもの	
多重放送の業務 の用に供す るもの以外 のもの		放送の業務 の用に供す るもの		多重放送の業務の用に供するもの		放送の業務の用に供するもの		使用する電波の周波数の幅が三メガ ヘルツ以下のも	
設置場所が第四地域 の区域内にあるもの	設置場所が第三地域 の区域内にあるもの	設置場所が第二地域 の区域内にあるもの	設置場所が第一地域 の区域内にあるもの	設置場所が第四地域 の区域内にあるもの	設置場所が第三地域 の区域内にあるもの	設置場所が第二地域 の区域内にあるもの	設置場所が第一地域 の区域内にあるもの	千二百八十八万四 千百円	三万九千九百円
円 十一万五千五百	百円	三百五十七万五千四	三百十三万千四	三万八千百円	四十三万八千円	六百四十万七千 七百円	百二十九万七百	九万六千八百円	四十三万八千円
設置場所が第四地域 の区域内にあるもの	設置場所が第三地域 の区域内にあるもの	設置場所が第二地域 の区域内にあるもの	設置場所が第一地域 の区域内にあるもの	設置場所が第四地域 の区域内にあるもの	設置場所が第三地域 の区域内にあるもの	設置場所が第二地域 の区域内にあるもの	設置場所が第一地域 の区域内にあるもの	九万六千八百円	八十六万四千三 百円

別表第八(第百三條の二関係)

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからホまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超える金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超えて六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イからホまでに定める金額を控除した金額とする。

無 線 局 の 区 分	金 額
一千三百メガヘルツ以下の周波数の電波を用いる無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	二千七百八十円
設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二千六百五十円
設置場所が第二地域の区域内にあるもの	五百二十円
設置場所が第三地域の区域内にあるもの	三百十円
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	三百十円

九 一の項に掲げる無線局 六百円  
口 二の項に掲げる無線局 五百円  
ハ 三の項に掲げる無線局 二万四百円  
ニ 四の項に掲げる無線局 三千九百円  
ホ 九の項に掲げる無線局 千百円

十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている額にかかわらず、二百円とする。

十一 特定の無線局又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされていることが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七の一の項中「〇・〇二九五」を「〇・〇二八八」に改め、同表の二の項中「〇・〇五〇一」を「〇・〇四八五」に改め、同表の三の項中「〇・四五四六」を「〇・四五五〇」に改め、同表の四の項中「〇・〇二四三」を「〇・〇二三八」に改め、同表の五の項中「〇・〇一六四」を「〇・〇一六一」に改め、同表の六の項中「〇・一九五」を「〇・一二〇三」に改め、同表の七の項中「〇・一六五二」を「〇・一六五四」に改め、同表の八の項中「〇・〇四〇四」を「〇・〇三九八」に改め、同表の九の項中「〇・〇二一六」を「〇・〇二一〇」に改め、同表の十の項中「〇・〇七〇八」を「〇・〇六九七」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇七五」を「〇・〇〇七六」に改め、同表の十二の項中「〇・五五八六」を「〇・五六〇一」に改め、同表の十三の項中「〇・四四一四」を「〇・四三九九」に改め、同表の十五の項中「〇・二二七三」を「〇・二二九五」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八二六」を「〇・〇八一七」に改める。別表第八を次のように改める。

附 則	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。

二 第三十八条の七の改正規定(同条第三項中「又は第三十八条の三十五」を「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改める部分を除く。)、第一百三十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に二項を加える改正規定、第一百三十二条の二第十二項の改正規定(第十項)を「第十二項」に改める部分を除く。)並びに第一百十一条第一号及び別表第四の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定
一 第二十五条第一項、第三十八条の五第三項、第五十三条及び第七十二条の三の二第十項の表の改正規定並びに附則第十五項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定

外國との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第二百十一号)第三十四条の改正規定中「第三十八条の七第二項及び第三項」を「第三十八条の七第三項及び第四項に改める部分及び「第三十八条の七第二項及び第三項中」を「第三十八条の四十四第三項中」に改める部分に限る。」及び附則第八条の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 目次の改正規定、第四条第二号の改正規定、第三十八条の七第三項の改正規定(「又は第三十八条の三十五回を「若しくは第三十八条の三十五」を「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項に改める部分に限る。」、第三十八条の二十二第一項、第三十八条の二十三第一項並びに第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第六項及び第三十八条の三十八の改正規定、第三章の二第二節の次に一節を加える改正規定、第一百三十二条第一項の改正規定、第一百二十二条の改正規定(同条第一号に係る部分を除く。)、第一百三十三条の改正規定並びに第一百十六条の改正規定(同条第二十三号中「第六項、第十項、第十一項又は第十八項」を「から第八項まで、第十二項、第十三項又は第二十一項」に改める部分を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第七条の規定(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外國との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定による部分に限る。)公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(電波監理審議会への諮問)

〔施行日〕という。前においても、この法律による改正後の電波法(以下「新法」という。)第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局(広域専用電波(旧法第二百三条の二第二項に規定する広域専用電波をいう。次項及び第五项において同じ。)を使用する特定無線局(旧法第二十七条の二に規定する特定無線局をいい、同条第一号に掲げる無線局に係るものに限る。次項及び第五项において同じ。)を除く。)については、新法第二百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額を旧法第二百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第二百三条の二第一項及び第十五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付できる。

〔電波法の一部改正に伴う経過措置〕

第三条 施行日前に免許又はこの法律による改正前の電波法(以下この条において「旧法」という。)第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局(広域専用電波(旧法第二百三条の二第二項に規定する広域専用電波をいう。次項及び第五项において同じ。)を使用する特定無線局(旧法第二十七条の二に規定する特定無線局をいい、同条第一号に掲げる無線局に係るものに限る。次項及び第五项において同じ。)を除く。)については、新法第二百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額を旧法第二百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第二百三条の二第一項及び第十五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

4 新法第二百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧法第二百三条の二第一項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新法第二百三条の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間に係るものについては、新法第二百三条の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

5 広域専用電波を使用する第一号包括免許人(旧法第二十七条の六第二項に規定する第一号包括免許人をいう。)が旧法第二百三条の二第五項又は第六項の規定(第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により広域専用電波を使用する特定無線局について納付した電波利用料のうち施行日以後の期間に係る部分に相当するものについては、当該第一号包括免許人が新法第二百三条の二第七項又は第八項の規定により納付すべき電波利用料の一部として納付したものとみなす。

第六条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後十年を経過した場合において、新法第三章の二第三節の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔特定機器に係る適合性評価手続の結果の外國との相互承認の実施に関する法律の一部改正〕

第七条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外國との相互承認の実施に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第三十八条の七第二項及び第三項」を「第三十八条の七第三項及び第四項」に改め、「第三十八条の三十第四項」の下に「第三十八条の四十四第三項」を加え、「第一百三十二条の二第一項及び第十七項から第四十二項まで」を「第一百三十二条の二第十三項及び第二十項から第四十五項まで」に、「第三十八条の七第二項及び第三項中」を「第三十八条の七第三項及び第四項並びに第三十八条の四十四第三項中」に、「第一百三十二条の二第一項」を「第一百三十二条の二第一項及び第十一項から第十四項まで」を「第一百三十二条の二第十一項及び第十四項から第十七項まで」に、「第三十八条の七第三項及び第四項」に改める。

第八条 附則第一条第二号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間は、同条第二号に掲げる規定による改正後の電波法第三十八条の七第三項の規定の適用については、同項中「第三十八条の三十五回を「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十

一八

改正後の特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十一条の規定の適用については、同条中「第三十一条の七第三項及び第四項並びに第三十八条の八条の七第三項」とあるのは、「第三十八条の七第三項及び第四項」とする。

審查報告書

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案

平成二十六年四月十五日

厚生労働委員長 石井みどり  
参議院議長 山崎 正昭殿

本法律案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行に要する経費として、平成二十六年度一般会計予算に約四億円が計上されている。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、非正規雇用で働く女性の就業継続を促進するため、一般事業主行動計画策定において非正規雇用労働者も取組の対象であることを明確にするとともに、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。

二、非正規雇用労働者が育児休業を取得しやすい

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案

た。

二、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

よつて国会法第八十三條により送付する。

參議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 伊吹 文明

次代の社会を担う子どもたちの健全な育成を図る

ための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案

改正する法律案

るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律

### (次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第一条 本件は、法律第百二十号の一部を次のように改正する。

#### 第十四条の見出しを「(認定一般事業主の表示)

等)」に改め、同条第一項中「規定による」を削り、「次項」の下に「及び第十五条の四第一項」を

第十五条の見出しを「(認定一般事業主の認定  
加える。

の取消し】に改め、同条中【第十三条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなく

同条に次の各号を加える。

一 第十三条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同条を「次の各号のいすれかに該当するときは、第十三条に改め、

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、認定一般事業主として適当でなくなつたと認めるとき。

第十五条の次に次の四条を加える。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関する行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画(その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。)を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十五条の三 前条の認定を受けた認定一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならない。

3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該

特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十五条の四 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条の五 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の二の認定を取り消すことができる。

一 第十五条の規定により第十三条の認定を取り消すとき。

二 第十五条の二に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 第十五条の三第二項の規定による公表をせす、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、特例認定一般事業主として適当でなくなつたと認めるとき。

第六条第一項中「第十四条第二項」の下に「(第十五条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第二条第一項中「平成二十七年三月三十日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第二条 母子及び寡婦福祉法昭和三十九年法律

第百二十九号の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「第三章 母子家庭等に対する福祉の措置(第十三

条—第三十一条)」を「第三章 父子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第四章 父子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第五章 父子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第六章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第七章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第八章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第九章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第十章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第十一章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第十二章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第十三章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第十四章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第十五章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第十六章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第十七章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第十八章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第十九章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第二十章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第二十一章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第二十二章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第二十三章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第二十四章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第二十五章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第二十六章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第二十七章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第二十八章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第二十九章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第三十章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第三十一章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第三十二章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第三十三章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第三十四章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第三十五章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第三十六章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第三十七章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第三十八章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第三十九章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第四十章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第四十一章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第四十二章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第四十三章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第四十四章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第四十五章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第四十六章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第四十七章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

章—第三十一条)」を「第四十八章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三

十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母

子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

二 配偶者の生死が明らかでない男子

三 配偶者から遺棄されている男子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

七 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

八 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

九 配偶者から遺棄されている男子

十 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

十一 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

十二 配偶者から遺棄されている男子

十三 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

十四 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

十五 配偶者から遺棄されている男子

十六 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

十七 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

十八 配偶者から遺棄されている男子

十九 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

二十 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

二十一 配偶者から遺棄されている男子

二十二 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

二十三 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

二十四 配偶者から遺棄されている男子

二十五 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

二十六 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

二十七 配偶者から遺棄されている男子

二十八 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

二十九 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

三十 配偶者から遺棄されている男子

は、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの

二 配偶者の生死が明らかでない男子

三 配偶者から遺棄されている男子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

七 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

八 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

九 配偶者から遺棄されている男子

十 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

十一 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

十二 配偶者から遺棄されている男子

十三 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

十四 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

十五 配偶者から遺棄されている男子

十六 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

十七 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

十八 配偶者から遺棄されている男子

十九 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

二十 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

二十一 配偶者から遺棄されている男子

二十二 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

二十三 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

二十四 配偶者から遺棄されている男子

二十五 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

二十六 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

二十七 配偶者から遺棄されている男子

二十八 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

二十九 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

三十 配偶者から遺棄されている男子

二 二の法律において「配偶者のない男子」と

は、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの

二 配偶者の生死が明らかでない男子

三 配偶者から遺棄されている男子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受け

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる男子

六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて厚生労働省令で定める役員

七 第七条を次のように改める。

(都道府県児童福祉審議会等の権限)

第七条 次の各号に掲げる機関は、母子家庭等

二 平成二十六年四月十六日 参議院会議録第十七号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案

平成二十六年四月十六日 参議院会議録第十七号

二

の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、当該各号に定める者の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができ

に母子・父子福祉団体の実情その他」を加え、同条第二号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

## 一 児童福祉法第八条第二項に規定する都道

立支援員」に改める。

二 児童福祉法第八条第四項に規定する市町  
府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書  
に規定する都道府県にあつては、社会福祉  
法第七条第一項に規定する地方社会福祉審  
議会) 都道府県知事

（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等）  
第十条の二 都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上の第一 chapter 中第十条の次に次の一条を加える。

村児童福祉審議会 市町村長(特別区の区長を含む。以下同。) 第八条の見出しを「母子・父子自立支援員」に改め、同条第一項中「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)」に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。」を削り、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同条第二項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立

のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第ニ二項に「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同項各号中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」に改め、同条第三項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同条に次の一項を加え  
る。

第一二条第一項中「母子家庭」を「母子家庭等」と改め、同条第二項第一号及び第二号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同項第三号中「都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)」を「都道府県等」に、「次条第一項」を「次条」に「策定する母子家庭」を「策定する母子家庭等」に

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、母子・夫婦の自立支援員の研修の実施その他の措置を講ずることにより、母子・父子自立支援員その他母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立の支援に係る事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

て母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならぬ。

の次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する  
ない」に改め、同条各号中「母子家庭」を「母子家

2 郡道府県等は、自立促進計画を策定し、又同様に次の四項を加える。  
庭等に改め

子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に

関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

する者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。」を加え、同条第二項中「当該」の下に「配偶者のない女子」が民法第八百七十七条の規定により扶養していない全ての」を加え、同条第三項中「修学」、「修学又は」に、「習得等」を「習得」に改め、「児童」の下に「前項の規定による貸付けに係る」を加え  
る。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援

法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条  
第一項又は第四項に規定する機関その他の母

子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努め

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又 なければならぬ。

は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるためた

5 必要な措置を講ずるものとする。  
前項に定めるもののほか、都道府県等は、

自立促進計画を策定し、又は変更しようとす  
るときは、あらかじめ、インターネットの利

用その他の厚生労働省令で定める方法により  
広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めてこと

その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 母子家庭に対する福祉の措置

童」の下に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準



六 第三十二条の九第二項の規定により都道府県が行う父子家庭就業支援事業の実施に要する費用  
七 第三十一条の十の規定により都道府県が行う父子家庭自立支援給付金の支給に要する費用  
八 第三十二条の十一第一項の規定により都道府県が行う父子家庭生活向上事業の実施に要する費用  
九 第三十五条の二第一項の規定により都道府県が行う寡婦生活向上事業の実施に要する費用  
十 第四十三条に次の一号を加える。  
十一 第三十五条の二第一項の規定により都道府県が行う寡婦生活向上事業の実施に要する費用  
十二 第四十四条中「及び第三号」を「第三号、第四号及び第六号から第八号まで」に改める。  
十三 第四十五条第一項中「及び第三号」を「第三号、第四号及び第六号から第八号まで」に改め、「同条第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第二項中「及び第五号」を「第五号、第六号及び第八号から第十一号まで」に改め、「同条第三号」の下に「及び第七号」を加える。  
十四 第七章を第八章とする。  
十五 第六章を第七章とする。

十六 第三十六条第一項中「母子福祉資金貸付金」の下に「父子福祉資金貸付金」を加える。  
十七 第三十二条第一項を次のように改める。  
都道府県は、寡婦又は寡婦が民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下この項及び次項において「寡婦の被扶養者」という）に対し、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて寡婦の被扶養者の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。  
一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金  
子福祉施設に改める。  
二 寡婦の被扶養者の修学に必要な資金  
三 寡婦又は寡婦の被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金  
四 前三号に掲げるもののほか、寡婦及び寡婦の被扶養者のために必要な資金であつて政令で定めるもの  
五 第三十二条第五項を削り、同条第四項中「第一項において準用する第十三条第一項及び第三項」を「第一項及び第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

六 「母子・父子福祉センター」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条第三項中「母子休養ホーム」を「母子・父子休養ホーム」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。  
七 第四十条中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。  
八 第四十二条中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に、「母子家庭等」に改める。  
九 第四十二条第一項第一号を「第三十二条第一項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項において準用する第十三条第一項」と「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得に係る資金であつて政令で定めるものを寡婦に貸し付けている場合において、当該寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得の中途において当該寡婦が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該寡婦の被扶養者であつた者が修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該寡婦の被扶養者であつた者に対する、当該資金の貸付けを行つことができる。  
十 第三十二条第六項中「もの」を「寡婦又は母子福祉資金貸付金若しくは父子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる母子・父子福祉団体」に、「寡婦福祉資金貸付金」を「第一項及び第二項並びに第四項において読み替えて準用する第十四条の規定による貸付金（以下「寡婦福祉資金貸付金」という。）」に、「行わない」と「行わない」とあるのを「寡婦」を「寡婦」に改め、同条第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

十一 第三十五条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第三号中「雇用情報」の下に「及び就職の支援に関する情報」を加え、同条に次の二項を加える。

平成二十六年四月十六日 参議院会議録第十七号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案







平成二十六年四月十六日 参議院会議録第十七号

二六

の規定による改正後の児童扶養手当法(以下この条において「新法」という。)の規定による児童扶養手当(以下この条において「新手当」とい

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図る」旨  
第一項中「手当の支給要件に該当するに至  
た日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十  
六年十二月一日」とする。

（社会福祉法の一部改正）

第九条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第四条第三項第一号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

(船員保険法の一部改正)

附則第五條第九項中「第四

「母子・父子福祉施設」に改め  
（激甚災害に対処するための特別の財政援助等）

第十四条第五項及び第六項、第十八条第三項  
に関する法律等の一部改正)  
第十二条 次に掲げる法律の規定中「母子及び寡

及び第四項、第二十条並びに第二十一条中「母

子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改める。

## （社会福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 前条の規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法第三十八条

に規定する母子福祉施設を経営している国及び都道府県以外の者であつて、前条の規定による

改正前の社会福祉法（次項において「旧法」とい

(二)第六十九条第一項又は第二項の規定による届出をしているものは、前条の規定の施行の日

に、同条の規定による改正後の社会福祉法(次項において「新法」という。)第六十九条第一項又

は第二項の規定による届出をしたものとみな

す。  
前項に規定する者に対し、前条の規定の施行

前に行われた旧法第七十二条の規定による経営の制限は、(行云第111号)、

の制限又は停止を命ずる処分は新法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処

（国家公務員災害補償法の一都改正）

第十二条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年四月一日施行)

法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

だし書及び第三項第一号ただし書を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書に改める。

第一項の手続をとつた者及び前項第一号に掲  
る者に対する新手当の支給に関し、新法第十  
条の三の規定を適用する場合においては、同

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子家庭自立支援給付金」の下に「又は父子家庭自立支援給付金」を加える。



短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

二八

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に改め、同改正規定(同表の四の八の項に係る部分に限る。)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

え、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して不合理なものとならないよう必要な措置を講ずること。

律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

に、「の母子家庭自立支援給付金」を「(同法第三十一条の十において準用する場合を含む。)の給付金」に改め、同改正規定(同表の四の九の項に

平成二十六年四月十五日

創っていくために男女雇用機会均等法など必要な法改正を含めた具体的な改善策を検討する」と。

よって国会法第八十三条により送付する  
平成二十六年三月二十七日

第三十二条第一項において準用する場合を含む。)「(同法第  
三十二条及び父子並びに寡婦福祉法」、「(同法第  
三十二条第一項又は同法)を「第三十一条の六第一項若しくは  
第三十二条第一項又は」に改める。

## 要領書

五、待遇等の説明を求めたことに対する不利益取  
者については、労働契約法による無期転換の状  
況等を踏まえ、適切な保護が図られるよう必要  
な措置を検討すること。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案  
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律  
法律の一部を改正する法律

号の次に六号を加える改正規定(同表第九号の三に係る部分に限る)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「(同法第三十二条第一項において準用する場合を含む)若しくは同法」を「第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に、「の母子家庭自立支援給付金」を「(同法第三十一条の十において準用する場合を含む)の給付金」に改める。

附帯決議

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

るものであり、妥当な措置と認める。

助センターを廃止する等の措置を講じようとする  
に対する國の援助について定め、短時間労働援  
こととする要件を削除するとともに、事業主等  
て、期間の定めのない労働契約を締結している。

六、第八条につき、どのような場合に不合理と認められるかについて裁判例の動向を踏まえて適切な周知を行うこと。

七、公務の臨時・非常勤職員の任用に当たつては、本法の趣旨を踏まえた対応がなされるよう、必要な助言や情報の提供等を行うこと。

八、税制、社会保険制度との関係で短時間労働者の就業調整が広く行われている状況に鑑み、動

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律  
平成五年法律第七十六号)の一部を次のように改  
正する。

目次中「第十六条」を「第十八条」に、「職業能力  
の開発及び向上等に関する措置(第十七条・第十  
八条)」を「事業主等に対する国の援助等(第十九  
条)」に、「第二十一条」に、「第十九条・第二十一  
条を  
第二十二条・第二十四条」に、「第二十二条・第  
二十四条」を「第二十五条・第二十七条」に改め、  
第五章 短時間労働援助センター(第二十五条・

(厚生労働省設置法の一部改正)  
第十八条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第  
九十七号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第七十八号中「及び」の下に「父  
子並びに」を加える。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

き方に中立的な税制、社会保険制度の構築について検討を行うこと。

第四十二条 第四十七条を「第二十八条第一項」に  
第四十二条 第四十七条を「第二十八条第一項」に  
第六条第一項中「もの（次項）」の下に「及び第十四  
条第一項」を加える。

十九条」の附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

しを行うこと。

の第百一十五号令の規定に依りて、我大日本における短時間労働法制の見直しを進めるなど、精力的に努力すること。

る場合には、第八条及び関連法制の動向を踏ま

1

「第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

官報 (号外)

<p>第二十二条第一項中「第二十一条」を「第二十三条」と改め、同条を第二十五条とする。</p> <p>第四章第一節中第二十一條を第二十四条とす。</p> <p>第二十条中「第二十四条」を「第二十七条」に改め、同条を第二十三条とする。</p> <p>第十九条中「第八条第一項、第十条第一項、第十一條第一項及び第十三条」を「第九条、第十二条第一項及び第十三条」と改め、同条を第二十四条までに、「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条を第二十二条とする。</p> <p>第十九条第一項及び第十二条から第十四条までに、「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条を第二十二条とする。</p> <p>第三章第二節中第十八条を第二十一条とする。</p> <p>第十七条中「啓もう宣伝」を「啓発活動」に改め、同条を第二十二条とする。</p> <p>同条を第二十条とし、同条の前に次の二条を加える。</p> <p>(事業主等に対する援助)</p> <p>第十九条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇用する事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。</p> <p>第三章第二節の節名を次のように改める。</p> <p>第二節 事業主等に対する国の援助等</p> <p>第十六条の見出し中「勧告」を「勧告等」と改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 厚生労働大臣は、第六条第一項、第九条、第十二条第一項、第十二条から第十四条まで及び第十六条の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたとき</p>
<p>第五条 事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関する相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。</p> <p>第六条 事業主が、その雇用する短時間労働者からの相談に応じ、適切に対応するため必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>第七条 事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、その雇用する短時間労働者からの相談に応じ、適切に対応するため必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>第八条 事業主が、その雇用する短時間労働者及び前条第一項を「第七条及び第九条から前条まで」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。</p> <p>事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、第九条から前条までの規定により措置を講すべきこととされている事項(労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び特定事項を除く。)に關し講ずることとしている措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなければならない。</p> <p>第十三条を第十四条とする。</p> <p>第十二条第二項を削り、同条を第十三条とし、第十二条を第十二条とする。</p> <p>第十四条を第十五条とする。</p> <p>第十五条第一項中「ついては、職務内容同一短時間労働者の下に「通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。以下この項において同じ。」」を加え、同条を第十一条とする。</p> <p>第九条第一項中「第十一條」を「第十二条」に改め、「。次項において同じ。」を削り、同条第二項を削り、同条を第十条とする。</p>
<p>第十六条 第十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>第十七条 第四十四条の前の見出し及び同条第二項を削り、第四十七条を第三十一条とする。</p> <p>第六章を第五章とする。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第二百二十二号)第六条第一項の紛争調整委員会に係属している同法第五条第一項のあつせんに係る紛争については、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十三条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。</p> <p>第七条の次に次の二項を加える。</p> <p>(短時間労働者の待遇の原則)</p> <p>第八条 事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならない。</p> <p>第六章中第四十二条を第二十八条とし、第四十条三條を第二十九条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。</p> <p>(過料)</p> <p>第三十条 第十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>第四十一条 第四十四条の前の見出し及び同条第二項を削り、第四十七条を第三十一条とする。</p> <p>第六章を第五章とする。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第二百二十二号)第六条第一項の紛争調整委員会に係属している同法第五条第一項のあつせんに係る紛争については、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十三条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。</p> <p>第七条の次に次の二項を加える。</p> <p>(短時間労働者の待遇の原則)</p> <p>第八条 事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならない。</p> <p>第六章中第四十二条を第二十八条とし、第四十条三條を第二十九条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。</p> <p>(過料)</p> <p>第三十条 第十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>第四十一条 第四十四条の前の見出し及び同条第二項を削り、第四十七条を第三十一条とする。</p> <p>第六章を第五章とする。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>第二条 第二条第一項第一号の四中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。</p>

平成二十六年四月十六日

參議院會議錄第十七號

投票者氏名

三

賛成者氏名	日程第一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
愛知 治郎君	愛知 治郎君
赤池 誠章君	赤池 誠章君
井原 巧君	井原 巧君
石井 浩郎君	石井 浩郎君
石井みどり君	石井みどり君
磯崎 仁彦君	磯崎 仁彦君
猪口 邦子君	猪口 邦子君
岩城 光英君	岩城 光英君
上野 通子君	上野 通子君
衛藤 城一君	衛藤 城一君
大家 敏志君	大家 敏志君
大野 泰正君	大野 泰正君
岡田 直樹君	岡田 直樹君
片山さつき君	片山さつき君
木村 義雄君	木村 義雄君
北川イッセイ君	北川イッセイ君
熊谷 大君	熊谷 大君
古賀友一郎君	古賀友一郎君
鴻池 祥鑑君	鴻池 祥鑑君
島村 大君	島村 大君
佐藤ゆかり君	佐藤ゆかり君
山東 昭子君	山東 昭子君
世耕 弘成君	世耕 弘成君
伊達 忠一君	伊達 忠一君
高野光二郎君	高野光二郎君
滝沢 求君	滝沢 求君
豊田 俊郎君	豊田 俊郎君
鶴保 鶴保君	鶴保 鶴保君
武見 敬三君	武見 敬三君
中原 八一君	中原 八一君
中西 祐介君	中西 祐介君
長峯 誠君	長峯 誠君
二之湯 武史君	二之湯 武史君
野上浩太郎君	野上浩太郎君
西田 昌司君	西田 昌司君
中川 雅治君	中川 雅治君
中原 弘文君	中原 弘文君
中西 智君	中西 智君
長谷川 岳君	長谷川 岳君
野村 哲郎君	野村 哲郎君
西田 智君	西田 智君
中川 雅治君	中川 雅治君
中原 八一君	中原 八一君
中西 祐介君	中西 祐介君
長峯 誠君	長峯 誠君
二之湯 沢	二之湯 沢
羽生田 俊君	羽生田 俊君
馬場 成志君	馬場 成志君
福岡 資磨君	福岡 資磨君
藤川 政人君	藤川 政人君
堀井 嶽君	堀井 嶽君
石田 昌宏君	石田 昌宏君
有村 治子君	有村 治子君
石井 準一君	石井 準一君
石井 正弘君	石井 正弘君
青木 一彦君	青木 一彦君
芝 博一君	芝 博一君
斎藤 嘉隆君	斎藤 嘉隆君
橋本 聖子君	橋本 聖子君
藤井 基之君	藤井 基之君
古川 俊治君	古川 俊治君
堀内 恒夫君	堀内 恒夫君
舞立 嶽君	舞立 嶽君
松山 震治君	松山 震治君
丸山 和也君	丸山 和也君
新平君	新平君
松村 祥史君	松村 祥史君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
水落 敏栄君	水落 敏栄君
宮本 周司君	宮本 周司君
森屋 宏君	森屋 宏君
三原じゅん子君	三原じゅん子君
丸山 伸吾君	丸山 伸吾君
森 まさこ君	森 まさこ君
三宅 亨君	三宅 亨君
溝手 顕正君	溝手 顕正君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
山崎 力君	山崎 力君
山田 修路君	山田 修路君
若林 健太君	若林 健太君
山谷えり子君	山谷えり子君
山本 順三君	山本 順三君
渡辺 猛之君	渡辺 猛之君
足立 信也君	足立 信也君
山下 雄平君	山下 雄平君
吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君
柳本 卓治君	柳本 卓治君
山田 俊男君	山田 俊男君
山本 一太君	山本 一太君
柳澤 光美君	柳澤 光美君
森 真治君	森 真治君
前田 武志君	前田 武志君
藤末 健三君	藤末 健三君
増子 輝彦君	増子 輝彦君
藤本 祐司君	藤本 祐司君
前田 一君	前田 一君
羽田雄一郎君	羽田雄一郎君
浜野 喜史君	浜野 喜史君
西村まさみ君	西村まさみ君
那谷屋正義君	那谷屋正義君
津田弥太郎君	津田弥太郎君
田城 郁君	田城 郁君
芝 博一君	芝 博一君
小池 晃君	小池 晃君
櫻井 充君	櫻井 充君
中曾根弘文君	中曾根弘文君
中原 八一君	中原 八一君
中西 祐介君	中西 祐介君
市田 忠義君	市田 忠義君
吉良よし子君	吉良よし子君
アントニオ猪木君	アントニオ猪木君
仁比 聰平君	仁比 聰平君
大門実紀史君	大門実紀史君
片山虎之助君	片山虎之助君
清水 貴之君	清水 貴之君
中山 恭子君	中山 恭子君
室井 邦彦君	室井 邦彦君
川田 龍平君	川田 龍平君
寺田 典城君	寺田 典城君
藤島みずほ君	藤島みずほ君
吉田 忠智君	吉田 忠智君
室井 邦彦君	室井 邦彦君
中野 正志君	中野 正志君
藤巻 健史君	藤巻 健史君
辰巳孝太郎君	辰巳孝太郎君
山下 芳生君	山下 芳生君
東 徹君	東 徹君
和田 政宗君	和田 政宗君
倉林 明子君	倉林 明子君
井上 哲士君	井上 哲士君
紙 智子君	紙 智子君
神本恵美子君	神本恵美子君
中川 雅治君	中川 雅治君
中原 八一君	中原 八一君
中西 祐介君	中西 祐介君
長峯 誠君	長峯 誠君
二之湯 沢	二之湯 沢
羽生田 俊君	羽生田 俊君
馬場 成志君	馬場 成志君
福岡 資磨君	福岡 資磨君
藤川 政人君	藤川 政人君
堀井 嶽君	堀井 嶽君
舞立 嶽君	舞立 嶽君
松山 震治君	松山 震治君
丸山 和也君	丸山 和也君
新平君	新平君
松村 祥史君	松村 祥史君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
水落 敏栄君	水落 敏栄君
宮本 周司君	宮本 周司君
森屋 宏君	森屋 宏君
三原じゅん子君	三原じゅん子君
丸山 伸吾君	丸山 伸吾君
森 まさこ君	森 まさこ君
三宅 亨君	三宅 亨君
溝手 顕正君	溝手 顕正君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
山崎 力君	山崎 力君
山田 修路君	山田 修路君
若林 健太君	若林 健太君
山谷えり子君	山谷えり子君
山本 順三君	山本 順三君
渡辺 猛之君	渡辺 猛之君
足立 信也君	足立 信也君
山下 雄平君	山下 雄平君
吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君
柳澤 光美君	柳澤 光美君
森 真治君	森 真治君
前田 武志君	前田 武志君
藤末 健三君	藤末 健三君
増子 輝彦君	増子 輝彦君
藤本 祐司君	藤本 祐司君
前田 一君	前田 一君
羽田雄一郎君	羽田雄一郎君
浜野 喜史君	浜野 喜史君
西村まさみ君	西村まさみ君
那谷屋正義君	那谷屋正義君
津田弥太郎君	津田弥太郎君
田城 郁君	田城 郁君
芝 博一君	芝 博一君
小池 晃君	小池 晃君
櫻井 充君	櫻井 充君
中曾根弘文君	中曾根弘文君
中原 八一君	中原 八一君
中西 祐介君	中西 祐介君
長峯 誠君	長峯 誠君
二之湯 沢	二之湯 沢
羽生田 俊君	羽生田 俊君
馬場 成志君	馬場 成志君
福岡 資磨君	福岡 資磨君
藤川 政人君	藤川 政人君
堀井 嶽君	堀井 嶽君
舞立 嶽君	舞立 嶽君
松山 震治君	松山 震治君
丸山 和也君	丸山 和也君
新平君	新平君
松村 祥史君	松村 祥史君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
水落 敏栄君	水落 敏栄君
宮本 周司君	宮本 周司君
森屋 宏君	森屋 宏君
三原じゅん子君	三原じゅん子君
丸山 伸吾君	丸山 伸吾君
森 まさこ君	森 まさこ君
三宅 亨君	三宅 亨君
溝手 顕正君	溝手 顕正君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
山崎 力君	山崎 力君
山田 修路君	山田 修路君
若林 健太君	若林 健太君
山谷えり子君	山谷えり子君
山本 順三君	山本 順三君
渡辺 猛之君	渡辺 猛之君
足立 信也君	足立 信也君
山下 雄平君	山下 雄平君
吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君
柳澤 光美君	柳澤 光美君
森 真治君	森 真治君
前田 武志君	前田 武志君
藤末 健三君	藤末 健三君
増子 輝彦君	増子 輝彦君
藤本 祐司君	藤本 祐司君
前田 一君	前田 一君
羽田雄一郎君	羽田雄一郎君
浜野 喜史君	浜野 喜史君
西村まさみ君	西村まさみ君
那谷屋正義君	那谷屋正義君
津田弥太郎君	津田弥太郎君
田城 郁君	田城 郁君
芝 博一君	芝 博一君
小池 晃君	小池 晃君
櫻井 充君	櫻井 充君
中曾根弘文君	中曾根弘文君
中原 八一君	中原 八一君
中西 祐介君	中西 祐介君
長峯 誠君	長峯 誠君
二之湯 沢	二之湯 沢
羽生田 俊君	羽生田 俊君
馬場 成志君	馬場 成志君
福岡 資磨君	福岡 資磨君
藤川 政人君	藤川 政人君
堀井 嶽君	堀井 嶽君
舞立 嶽君	舞立 嶽君
松山 震治君	松山 震治君
丸山 和也君	丸山 和也君
新平君	新平君
松村 祥史君	松村 祥史君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
水落 敏栄君	水落 敏栄君
宮本 周司君	宮本 周司君
森屋 宏君	森屋 宏君
三原じゅん子君	三原じゅん子君
丸山 伸吾君	丸山 伸吾君
森 まさこ君	森 まさこ君
三宅 亨君	三宅 亨君
溝手 顕正君	溝手 顕正君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
山崎 力君	山崎 力君
山田 修路君	山田 修路君
若林 健太君	若林 健太君
山谷えり子君	山谷えり子君
山本 順三君	山本 順三君
渡辺 猛之君	渡辺 猛之君
足立 信也君	足立 信也君
山下 雄平君	山下 雄平君
吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君
柳澤 光美君	柳澤 光美君
森 真治君	森 真治君
前田 武志君	前田 武志君
藤末 健三君	藤末 健三君
増子 輝彦君	増子 輝彦君
藤本 祐司君	藤本 祐司君
前田 一君	前田 一君
羽田雄一郎君	羽田雄一郎君
浜野 喜史君	浜野 喜史君
西村まさみ君	西村まさみ君
那谷屋正義君	那谷屋正義君
津田弥太郎君	津田弥太郎君
田城 郁君	田城 郁君
芝 博一君	芝 博一君
小池 晃君	小池 晃君
櫻井 充君	櫻井 充君
中曾根弘文君	中曾根弘文君
中原 八一君	中原 八一君
中西 祐介君	中西 祐介君
長峯 誠君	長峯 誠君
二之湯 沢	二之湯 沢
羽生田 俊君	羽生田 俊君
馬場 成志君	馬場 成志君
福岡 資磨君	福岡 資磨君
藤川 政人君	藤川 政人君
堀井 嶽君	堀井 嶽君
舞立 嶽君	舞立 嶽君
松山 震治君	松山 震治君
丸山 和也君	丸山 和也君
新平君	新平君
松村 祥史君	松村 祥史君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
水落 敏栄君	水落 敏栄君
宮本 周司君	宮本 周司君
森屋 宏君	森屋 宏君
三原じゅん子君	三原じゅん子君
丸山 伸吾君	丸山 伸吾君
森 まさこ君	森 まさこ君
三宅 亨君	三宅 亨君
溝手 顕正君	溝手 顕正君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
山崎 力君	山崎 力君
山田 修路君	山田 修路君
若林 健太君	若林 健太君
山谷えり子君	山谷えり子君
山本 順三君	山本 順三君
渡辺 猛之君	渡辺 猛之君
足立 信也君	足立 信也君
山下 雄平君	山下 雄平君
吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君
柳澤 光美君	柳澤 光美君
森 真治君	森 真治君
前田 武志君	前田 武志君
藤末 健三君	藤末 健三君
増子 輝彦君	増子 輝彦君
藤本 祐司君	藤本 祐司君
前田 一君	前田 一君
羽田雄一郎君	羽田雄一郎君
浜野 喜史君	浜野 喜史君
西村まさみ君	西村まさみ君
那谷屋正義君	那谷屋正義君
津田弥太郎君	津田弥太郎君
田城 郁君	田城 郁君
芝 博一君	芝 博一君
小池 晃君	小池 晃君
櫻井 充君	櫻井 充君
中曾根弘文君	中曾根弘文君
中原 八一君	中原 八一君
中西 祐介君	中西 祐介君
長峯 誠君	長峯 誠君
二之湯 沢	二之湯 沢
羽生田 俊君	羽生田 俊君
馬場 成志君	馬場 成志君
福岡 資磨君	福岡 資磨君
藤川 政人君	藤川 政人君
堀井 嶽君	堀井 嶽君
舞立 嶽君	舞立 嶽君
松山 震治君	松山 震治君
丸山 和也君	丸山 和也君
新平君	新平君
松村 祥史君	松村 祥史君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
水落 敏栄君	水落 敏栄君
宮本 周司君	宮本 周司君
森屋 宏君	森屋 宏君
三原じゅん子君	三原じゅん子君
丸山 伸吾君	丸山 伸吾君
森 まさこ君	森 まさこ君
三宅 亨君	三宅 亨君
溝手 顕正君	溝手 顕正君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
山崎 力君	山崎 力君
山田 修路君	山田 修路君
若林 健太君	若林 健太君
山谷えり子君	山谷えり子君
山本 順三君	山本 順三君
渡辺 猛之君	渡辺 猛之君
足立 信也君	足立 信也君
山下 雄平君	山下 雄平君
吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君
柳澤 光美君	柳澤 光美君
森 真治君	森 真治君
前田 武志君	前田 武志君
藤末 健三君	藤末 健三君
増子 輝彦君	増子 輝彦君
藤本 祐司君	藤本 祐司君
前田 一君	前田 一君
羽田雄一郎君	羽田雄一郎君
浜野 喜史君	浜野 喜史君
西村まさみ君	西村まさみ君
那谷屋正義君	那谷屋正義君
津田弥太郎君	津田弥太郎君
田城 郁君	田城 郁君
芝 博一君	芝 博一君
小池 晃君	小池 晃君
櫻井 充君	櫻井 充君
中曾根弘文君	中曾根弘文君
中原 八一君	中原 八一君
中西 祐介君	中西 祐介君
長峯 誠君	長峯 誠君
二之湯 沢	二之湯 沢
羽生田 俊君	羽生田 俊君
馬場 成志君	馬場 成志君
福岡 資磨君	福岡 資磨君
藤川 政人君	藤川 政人君
堀井 嶽君	堀井 嶽君
舞立 嶽君	舞立 嶽君
松山 震治君	松山 震治君
丸山 和也君	丸山 和也君
新平君	新平君
松村 祥史君	松村 祥史君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
水落 敏栄君	水落 敏栄君
宮本 周司君	宮本 周司君
森屋 宏君	森屋 宏君
三原じゅん子君	三原じゅん子君
丸山 伸吾君	丸山 伸吾君
森 まさこ君	森 まさこ君
三宅 亨君	三宅 亨君
溝手 顕正君	溝手 顕正君
丸川 珠代君	丸川 珠代君
山崎 力君	山崎 力君
山田 修路君	山田 修路君
若林 健太君	若林 健太君
山谷えり子君	山谷えり子君
山本 順三君	山本 順三君
渡辺 猛之君	渡辺 猛之君
足立 信也君	足立 信也君
山下 雄平君	山下 雄平君
吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君
柳澤 光美君	柳澤 光美君
森 真治君	森 真治君
前田 武志君	前田 武志君
藤末 健三君	藤末 健三君
増子 輝彦君	増子 輝彦君
藤本 祐司君	藤本 祐司君
前田 一君	前田 一君
羽田雄一郎君	羽田雄一郎君
浜野 喜史君	浜野 喜史君
西村まさみ君	西村まさみ君
那谷屋正義君	那谷屋正義君
津田弥太郎君	津田弥太郎君
田城 郁君	田城 郁君
芝 博一君	芝 博一君
小池 晃君	小池 晃君
櫻井 充君	櫻井

## 官報(号外)

平成二十六年四月十六日

参議院会議録第十七号

投票者氏名

上野	通子君	衛藤	景一君	大家	敏志君	大野	泰正君	岡田	直樹君	片山さつき君	北川イッセイ君	熊谷	大君	古賀友一郎君	木村	義雄君	北川イッセイ君	木村	義雄君	片山さつき君	太田	房江君	岡田	直樹君	上野
----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	--------	---------	----	----	--------	----	-----	---------	----	-----	--------	----	-----	----	-----	----

江島	潔君	尾辻	秀久君	水落	敏栄君	宮本	周司君	森屋	宏君	佐藤ゆかり君	山東	昭子君	島村	大君	伊達	忠一君	高野光二郎君	鴻池	祥肇君	佐藤ゆかり君	岸	宏一君	岡田	広君	江島
----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	--------	----	-----	----	----	----	-----	--------	----	-----	--------	---	-----	----	----	----

丸山	和也君	三原じゅん子君	三原じゅん子君	尾辻	秀久君	水落	敏栄君	宮本	周司君	森屋	宏君	柳本	卓治君	森	まさこ君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	山下	雄平君	山田	修路君	丸山
----	-----	---------	---------	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	---	------	--------	--------	--------	----	-----	----	-----	----

三宅	亨君	伸吾君	伸吾君	溝手	顕正君	水落	敏栄君	宮本	周司君	森屋	宏君	柳本	卓治君	森	まさこ君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	山下	雄平君	山田	修路君	三宅
----	----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	---	------	--------	--------	--------	----	-----	----	-----	----

前田	祐司君	前田	輝彦君	前田																		
----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----

牧山	清成君	牧山	ひろえ君	牧山																		
----	-----	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----

前川	清成君	井上	義行君	前川																		
----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----

一三名	克彦君	江口	克彦君	一三名																		
-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----

反対者氏名

一三名

日程第三 次代の社会を担う子どもの健全な育成  
を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部  
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
日程第四 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆  
議院送付)

愛知

治郎君

赤池

誠章君

青木

一彦君

行田

邦子君

中西

健治君

行田

邦子君

中西

健治君

山口

和之君

松澤

成文君

山口

和之君

松澤

成文君

和田

政宗君

和田

政宗君

山口

和之君

松澤

成文君

和田

政宗君

三三三名

平成二十六年四月十六日

參議院會議錄第十七號

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

三

商品先物取引における「不招請勧誘」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月一日

前川 清成

参議院議長 山崎 正昭殿

商品先物取引における「不招請勧誘」に関する質問主意書

商品先物取引においては、突然の電話で大きく儲かることのみを殊更に強調して、強引に取引に引き込み、一たび取引に引き込んだ後は、顧客に「客殺」とも呼ばれる悪質な勧誘を用いて、甚大かつ悲惨な被害を与え続けてきたことは、既に国民生活センター等、国の機関においても再三警告、報告されてきたところである。

それ故に、参議院財政金融委員会における平成十八年六月六日の附帯決議も、商品先物取引について「今後のトラブルが解消していく場合には、不招請勧誘の禁止の導入について検討すること」と決議する等国会の意思も示されたので、平成二十一年の商品取引所法改正及び施行令によって、継続的な取引関係を持たない者に対しては、原則として電話勧誘、訪問勧誘を禁止する「不招請勧誘」禁止が導入され(商品先物取引法第二百四条第九号、同法施行令第三十条)、これによつて被害が大幅に減少するに至つた(国民生活センターの平成二十三年には千五百十件と激減している)。やはり先物取引被害から国民を守るために不招請勧誘禁止が有効であつた。

(号外)

ところが、一方において証券・金融・商品先物取引を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」構想のもと、平成二十四年、金融商品取引法が改正され、商品先物取引に関しては規制されることになり(改正法第二条第二十四項第三号の二)、他方、金融商品取引法においては「不招請勧誘」が禁止されていないため(同法第三十八条第四号、同法施行令第十六条の四)、総合取引所がスタートした後は先物取引に関して「不招請勧誘禁止」が解除されてしまうことになる。

この点につき、昨年六月十九日、衆議院経済産業委員会における総合取引所に関する議論の中で、寺田金融担当副大臣(当時)は、「商品先物取引についても、金融と同様に、不招請勧誘の禁止を解除する方向で推進していきたい」と答弁している。

しかし、商品先物取引においては、平成二十四年度でもなお二百三十二件もの相談(国内取引所取引のみ)が国民生活センター等に寄せられる等、悪質な被害が多數報告されている。そもそも商品先物取引と、その他金融商品取引とは、被害の実情や規制の歴史が全く異なり、取引所が統合されるだけをもって、規制も形式的に統一してしまつては、せつかく減少した商品先物取引被害がまたぞろ復活し、かつて社会問題にまでなった、商品先物取引による一家離散や自殺等、悲惨な被害が増大する危険が極めて大きい。

については、政府に対してもおり質問する。

一 商品先物取引の被害の実態について、どのように調査に基づいて、どのように認識しているか。

二 昨今の商品先物取引における取引量減少の原因は何か。

三 政府内部において、商品先物取引被害に関する情報は共有されていないのか。

平成二十六年三月二十七日の参議院内閣委員会において、不招請勧誘が禁止された前後ににおける被害件数の推移を質問したところ、岡田金融担当副大臣は「金融厅としては把握しておりますが、商品先物取引が禁止された後は、不招請勧誘件数の激減は前記のとおりであるから、消費者庁から金融厅及び経済産業省、農林水産省へ報告するなどして、政府として情報を共有するべきではないか。」と答弁している。しかしながら、P.I.四平成二十五年六月十九日の寺田金融担当副大臣(当時)の前述の答弁は政府の方針か。

五 「商取ニユース」平成二十六年三月二十八日の記事によれば、日本商品先物振興協会の同月十九日の総会において、同会の岡地和道会長は、不招請勧誘に関して「この緩和に関しては当協会も様々な関係方面の方々にご理解を得るべく積極的に活動してきました。(中略)そういつたことを通じて、何とか一定の理解を得て不招請勧誘の一部見直しが検討されることとなりまして、近く、何らかの方向性が示されるのではないかと思つております」と述べている。

右、岡地氏が言うところの、  
 ①様々な関係方面の方々とは誰か。  
 ②「一定の理解」とは何か。

寺田金融担当副大臣(当時)ら政府関係者は「理解」したのか。

平成二十六年四月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
 参議院議長 山崎 正昭殿  
 参議院議員前川清成君提出商品先物取引における「不招請勧誘」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前川清成君提出商品先物取引における「不招請勧誘」に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、経済産業省及び農林水産省における苦情受付件数、独立行政法人国民生活センターが運営する全国消費生活情報ネットワーク・システムに集約された消費生活相談情報等を通じて関係省間で情報の共有化に努めているところである。

四及び六について

四において御指摘の答弁は、「規制改革実施計画」(平成二十五年六月十四日閣議決定。以下「閣議決定」という。)において、「総合取引所の創設を通じて市場における取引を活性化するための環境整備を行う」とされ、かつ、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項第一号に規定する商品関連市場アリバティ取引に係る金融商品取引業者の行為規制につ

二及び七について

商品先物取引の取引量については、平成十六年から平成二十五年まで減少しており、その原因としては、平成十七年五月一日に施行された

いて、証券・金融と商品の「垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、関係法令を整備する」とされたことを踏まえたものである。いわゆる総合取引所における商品関連市場デリバティブ取引に係る諸規定については、本年三月十一日から施行されたところであるが、当該商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制の内容については、閣議決定の内容や御指摘の消費者委員会の意見の趣旨等も踏まえつつ、現在、我が国金融商品市場の国際競争力の強化及び投資者に対する多様な投資機会の提供の確保並びに投資者の保護の確保の観点から、更なる検討を行っているところである。

五について  
日本商品先物振興協会が、「取引所取引に対する不招請勧誘禁止規制の撤廃を求める意見書」を公表していることは承知しているが、御指摘の記事の内容については、政府としてお答えする立場ではない。

官 報 (号外)  
平成二十六年四月二日  
参議院議長 山崎 正昭殿 前川 清成  
民法改正作業と国会審議に関する質問主意書  
右質問に対する提唱は、本年三月十一日から施行されたところであるが、当該商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制の内容については、閣議決定の内容や御指摘の消費者委員会の意見の趣旨等も踏まえつつ、現在、我が国金融商品市場の国際競争力の強化及び投資者に対する多様な投資機会の提供の確保並びに投資者の保護の確保の観点から、更なる検討を行っているところである。

五について  
日本商品先物振興協会が、「取引所取引に対する不招請勧誘禁止規制の撤廃を求める意見書」を公表していることは承知しているが、御指摘の記事の内容については、政府としてお答えする立場ではない。

一 債権法改正に関する質問に対する答弁書  
平成二十六年十月二十八日に法務大臣が法制審議会に諮問した「民法の債権関係の規定の見直し」については、同審議会に設けられた民法(債権関係)部会が、これまでに八十六回の会議を開催しているほか、関係する分科会が十八回の会議を開催しているところである。また、これらの会議の審議時間の合計は、五百時間程度である。

二 政府は債権法改正を平成二十七年の通常国会に一括して提出するか。  
国会審議の範囲及び国民生活に与える影響を考慮するならば、一括して提出された場合、相当長期間の審議は不可避であり、次期通常国会の会期の大半が費やされてしまい、他の法案審議に与える影響も大きい。それ故に、例えば分野ごとに、何度も分けて提出することは考慮していないのか。

三 平成二十六年三月二十七日の参議院内閣委員会において「個人保証に依存しない融資を確立するべく、民法(債権法)その他の関連する各種の法改正等の場面においてもガイドラインの趣旨を十分踏まえるよう努めること」と決議されている。

民法改正作業と国会審議に関する質問主意書

平成二十一年十月、法務大臣は法制審議会へ民法(債権法)の改正(以下「債権法改正」という)を諮詢し、以来、二回に亘るパブリックコメントの

募集等活発な議論が続いている、改正案を平成二十一年の通常国会に提出することが予定されている。

しかし、債権法は現行民法においても第三百九十九条から第七百二十四条に及び、条文数でも三百三十箇条にも達して、範囲も広範である。加えて国民生活の日常を規律するルールであるために改正の影響も極めて大きく、やがて国会審議においても十分かつ徹底した審議を尽くすべきことは言うまでもない。

そこで、以下のとおり質問する。  
一 債権法改正に関して、これまでに法制審議会に提出されたか。

また、その審議時間の合計は何時間程度か。

二 政府は債権法改正を平成二十七年の通常国会に一括して提出するか。

国会審議の範囲及び国民生活に与える影響を考慮するならば、一括して提出された場合、相当長期間の審議は不可避であり、次期通常国会の会期の大半が費やされてしまい、他の法案審議に与える影響も大きい。それ故に、例えば分野ごとに、何度も分けて提出することは考慮していないのか。

三 お尋ねの「債権法改正を平成二十七年の通常国会に一括して提出するか」及び「分野ごとに、何度も分けて提出することは考慮していないのか」については、現段階ではお答えすることはできない。

三 平成二十六年三月二十七日の参議院内閣委員会において「個人保証に依存しない融資を確立するべく、民法(債権法)その他の関連する各種の法改正等の場面においてもガイドラインの趣旨を十分踏まえるよう努めること」と決議されている。

この附帯決議を今後の法務委員会での議論、法案作成に当たり、どのように反映させるか。右質問する。

平成二十一年十月、法務大臣は法制審議会へ民法(債権法)の改正(以下「債権法改正」という)を諮詢し、以来、二回に亘るパブリックコメントの

平成二十六年四月十一日 内閣総理大臣 安倍 晋三 参議院議員前川清成君提出民法改正作業と国会審議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議長 山崎 正昭殿 山本 太郎 参議院議員前川清成君提出民法改正作業と国会審議に関する質問に対する答弁書

原発再稼働に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年四月三日

参議院議長 山崎 正昭殿 山本 太郎

現在、日本における原子力発電所及び六ヶ所再処理工場に対しては、原子力規制委員会が実用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年六月二十八日原子力規制委員会規則第五号)等(以下「新規制基準」という。)に係る適合性審査を行っている。その中の複数の原子力発電所については、今年中に再稼働が認められるかのような報道もなされている。しかし、原子力発電所を抱える自治体の住民の間には、「再稼働はとんでもなく危険なことである」との批判と不安が日々高まつており、彼らの生命と生活を脅かされる現状を、このまま一日たりとも放置することはできないので、三月二十四日、緊急に、私と原子力発電所を有する十三の道県の住民代理人の議員のグループ「原発立地自治体住民連合」百四十七人は共同で質問状を発表した。

我々は、原発の再稼働に賛同する、あるいは「反対する」、あるいは「判断を保留する」といういずれの意見を持つた住民にとつても共通の願いである「原子力発電所の百パーセント無事故の保證」を求めるという目的を有しております。以下の質問の内容に対し政府が回答するよう求めている。

東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「福島第一原発事故」という。)の被災地である福島県大熊町では、現在も住宅街の中心で、毎時三百マイクロシーベルトを超える空間線量が測定されている。

る。この数値は、三年同地に居住すれば、致死量の七シーベルトを超えることになるほどの値である。右の点を踏まえ、以下質問する。

一 現実に進行している放射能の危険性に鑑みて、安倍晋三内閣は、二〇一三年十二月二十日に、自宅に帰還できない避難住民に対して、避難先等での定住も積極的に支援する方針を閣議決定した。この事実は、一旦、原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)が発生すれば、その時にたとえ住民が避難できたとしても、事實上は、自宅に帰還できることを実証している。

原発事故は、原子力発電所立地自治体(以下「原発立地自治体」という。)の住民にとって、それまでの郷里における生活基盤の全てを失い、突然に一生を棒に振ることにつながるものである。したがって、原発事故は百パーセント発生しないことが保証されなければ、原子力発電所の再稼働をしてはならない。

ところが、今年一月二十日に行われた院内集会で、「新規制基準を満たした原発でも事故は起つて、なぜか」との質問に対し、原子力規制庁は「新規制基準を満たした原発でも事故は起こります。この基準は最低のもので、あとは事業者の責任です」と答えた。事故を起こす原子力発電所が、世界最高の安全基準であるとは、誰にも理解できない。

いかなる科学的根拠をもつて、原発事故は百パーセント発生しないということを原発立地自治体の住民に保証するのか、政府の見解を明らかにされたい。保証できない場合には、原子力規制庁の発言のように保証できないまま原子力発電所を再稼働するつもりなのか、併せて明らかにされたい。

二 現在、再稼働申請がなされた原子力発電所に

ついて、新規制基準の適合性の審査が行われているが、原子力規制委員会は、大事故発生時ににおけるベント(放射能放出)設備の設置を義務付け、大事故発生時における住民の避難の可能性の検討を進めている。つまり、前記一で述べた

とおり、原発立地自治体の住民にとって百パーセント絶対にあつてはならない大事故を明確に「発生すると予想して」審査していること 자체が許されないことである。この大事故発生の根拠として考えられる最大の要因は、耐震性の欠如である。

兵庫県南部地震(一九九五年一月十七日に発生した阪神・淡路大震災、マグニチュード七・三)の発生後、電力会社は「原子力発電所は直下型地震ではマグニチュード六・五まで耐えられるように設計している」と説明し、六ヶ所再処理工場でも、「直下型地震ではマグニチュード六・五まで耐えられる」として、「安全である」と主張してきた。これは驚くべきことだが、マグニチュード六・五とは、通常の地震であつて、大地震ではない。したがって、この数字で充分な耐震性があると考える住民はない。その点を追及すると、余裕率があると言つて、明確な数字を答えないまま、二〇〇六年九月十九日に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の耐震安全性に係る安全審査指針類(以下「耐震指針」という。)を改訂して、直下型地震に対する耐震性そのものの文言さえ消されてしまつた。耐震指針との関係さえ説明されていない現在の新規制基準において、一体、どの程度

ある全ての原子力発電所について、直下型地震発生時に耐えることのできるマグニチュードの最大値を明確に示されたい。

三 耐震指針に適合するかどうかのバックチェックを義務付けられた原子力発電所が、まともにチェックされないままであつたところ、二〇〇七年七月十六日に発生した新潟県中越沖地震(マグニチュード六・八)によつて柏崎刈羽原子力発電所が大きな被害を受け、耐震指針に重大な欠陥のあつたことが露顕したことから、全国の原子力発電所の耐震性見直しが行われてきた。しかし、その途上の二〇一一年三月十一日に東京電力福島第一原子力発電所が、ついに大事故を起こしてしまつた。その結果、原子力安全・保安院と原子力安全委員会に代わつて、二〇一二年九月十九日に原子力規制委員会が発足し、二〇一三年七月八日に新規制基準が施行された。ところが、事業者である電力会社が提出した再稼働申請資料について、同基準に対する適合性の審査を行つてるのは、驚くべきことだ。大地震ではない。したがつて、この数字で充分な耐震性があると考える住民はいない。それを新たに実証している。これでも、前記一で尋ねたとおり、原発事故は百パーセント発生しないということを原発立地自治体の住民に保証できるのか、政府の見解を明らかにされたい。

さらに、現在、九州電力株式会社の川内原子力発電所(以下「川内原発」という。)が再稼働候補のトップに挙げられ、川内原発の再稼働が容認されることが既定の事実であるかのように一方的な報道がなされていることは、信じがたい。川内原発の場合は、二〇〇九年以來、桜島の噴火が続き、毎年千回を超える異常噴火が止まらない状況にある。大量の火山灰が送電線に降り積もつただけで、川内原発の外部電源は、完全に送電不能となる。加えて、そうした事態に備えた非常用ディーゼル発電機は、フィルターに火山灰が詰まるところで、発電不能にならざるを得ない。その結果、東京電力福島第一原子力発電所(全交流電源喪失)が発生する事が分かつてゐる。火山灰よりもと恐ろしいのは、火砕流で

四 原子力規制委員会が行つてゐる再稼働に向けた耐震性の審査では、原子力発電所の敷地内に「活断層があるか、ないか」という調査や検討のみをもつて、その原子力発電所の立地の適性を

ある。桜島の姶良(あいら)カルデラは、二二万九千年前に巨大噴火を起こし、東京ドーム三十六万個分という驚異的な火砕流が噴出して、南九州全域を壊滅させている。川内原発近くでは、数メートルから十メートル以上の火砕流堆積物が見つかっているので、高さ数十メートルの火砕流が襲つたと推定されている。ところが、原子力規制委員会は、十二万年以内に動いた活断層を問題にしながら、一万年単位の火山活動を無視している。

火山学者が一樣に、川内原発は最も危ないと警報しているにもかかわらず、原子力規制委員会は、たつた一回の会合で「周辺の火山が噴火しても、原子力発電所に影響はない」とする九州電力のいい加減な報告を了承する始末である。一体、どのような科学的根拠をもつて、川内原発について火山灰と火砕流の危険性がないと判断しているのか、政府としての責任ある根拠を示されたい。

五 原子力発電所を再稼働することは、使用済み核燃料を新たに原子炉内に生産することを意味する。運転中に生ずるこの使用済み核燃料には、セシウム、ストロンチウム、プルトニウムを始めとする膨大な放射性物質が含まれる。日本を始めとする多くの高レベル放射性廃棄物が性廃棄物を分離して、ガラス固化体とした後、それを最終処分場に搬入して、地下三百メートルより深い地層に処分することにしている。しかし、この最終処分場が四十七都道府県のどこに設置されるのか決定していない。現在まで使用済み核燃料及び高レベル放射性廃棄物を受け入れてきた青森県も、「我が県は最終処分場ではない」と明言している。のことから、今後

新たに原子力発電所を再稼働する際には、このセシウム、ストロンチウムなどの高レベル放射性廃棄物の搬入先が、存在しない状況にある。

再稼働を例えて言えば、着陸する飛行場がないまま、飛行場を離陸する飛行機のようなものである。二〇一四年現在、既に原子力発電所を有する全国十三の道県の原子力発電所及び六ヶ所再処理工場の敷地内には、大量の使用済み核燃料が貯蔵されており、事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所四号機と同じように、今もって大地震や大津波の脅威にさらされている。

原子力発電所再稼働によって更に大量の高温度の使用済み核燃料が発生すれば、これら十三の道県にますます危険物が累積し、原発立地自治体の住民への危険性が高まるだけである。高レベル放射性廃棄物の最終処分場を決定せずに、使用済み核燃料の危険性を高める原子力発電所再稼働は、絶対に許されない事態を迎えている。政府は、大量発生する行方の決まらない

れたい。

六 日本国政府は、「原子力発電所は重要なベースロード電源である」と位置付けようとしているが、既に二〇一三年九月十五日に福井県の大飯原子力発電所が運転を停止し、日本全国で原発ゼロ状態になつてから、電力不足は全く起つてない。今後も、コジエネ技術を含めたエネルギー効率の向上と、その他の電源の利用普及によつて、ますますこの電力余裕率が高まるることは、日本社会の動きによつて明白に実証されている。それでもなお政府が、不要と思われるのは、原子力発電所の再稼働を推進する目的は、電

力会社の経営悪化の防止にあることは明白である。

この電力会社の経営悪化の要因は、火力発電の燃料費増加にあると報道されてきたが、事実は異なる。火力発電の燃料費増加分は、原子力発電所フル稼働時の二〇一〇年度と比較して二〇一三年度(二〇一四年三月までの推定)は三兆六千億円増との試算を資源エネルギー庁が出しているが、二〇一一年と比較した二〇一三年の原油価格・天然ガス価格の上昇分を引いて計算すれば、二兆八千七百億円である。さらに、為替レートにおける円安の影響は、三千六百億円であるから、それを計算に入れると、二兆五千億円となる。

これに対し、原子力発電所再稼働に向けた二〇一二年度の原子力発電所維持・管理費は九電力会社合計が一兆二千億円で、新規制基準で求められている防潮堤建設など膨大な安全対策費が一兆六千億円を超え、合計二兆八千億円に達する。

燃料費増加分二兆五千億円より、原子力発電所経費二兆八千億円のほうが高額であることは、誰が見ても明白である。ほとんど未着工である安全対策が今後必至となる状況では、その経費が激増するのであるから、電力を一ワットも生んでいない原子力発電所の方がはるかに高額の出費となる。

加えて今後は、火力発電の最大の燃料費上昇要因となってきた旧式発電所のリプレースが大量に実施されることで大幅なコスト削減が行われ、三年後の二〇一七年からはアスリカから安価なシェールガスの輸入が始まることもある。

それとは別に、福島第一原発事故の後始末(汚染水処理・除染・廃炉・賠償に必要な金額)は、政府の楽観的なシナリオでさえ十一兆円を

超えるとされ、独立行政法人産業技術総合研究所及び公益社団法人日本経済研究センターの試算では、日本の一年間の税収をはるかに超える五十四兆円に達すると見られる。それらが全て税金又は電気料金という国民負担によつて賄われるることは必至である。火力発電の燃料費増加とは桁違いの出費こそが、国民にとって最大の問題である。政府が保証したいのは、電力会社の経営なのか、それとも国民の安全な生活・生命なのか、明確に示されたい。

七 福島第一原発事故では、一号機の爆発の後、続いて二号機、さらに三号機、四号機と四基の連続爆発を食い止めることができず、福島県を始めとする東日本の広大な地域に悲惨な放射能汚染の結果を招き、日本の原子力産業が全世界に例のないほど未熟な技術しか持たないことが明白になった。更に深刻なことに、今もつて福島第一原発事故現場における大量の高濃度放射能汚染水の海洋流出を食い止めることができず、汚染を拡大し続けていく。最大の問題は、この事故を誘発した最初の原因として、地震の揺れによる配管などの破損による可能性が東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「国際事故調」という。)の報告書で鋭く指摘されているにもかかわらず、津波による全電源喪失だけであると決めてかかり、多くの技術者から、再稼働の結論を導く前に、福島第一原発における事故原因の究明がなされなければならないと強い批判を受けていることにある。地震の揺れが真の原因であった場合には、日本全国全ての原子力発電所が地震に耐えられない、したがつて再稼働は危険すぎて不可能になるという理由で、政府が津波原因説を主張していることは明白である。原発立地自治体住民にとって、事故の真因の追究・解明は、当然の「必須の要求」で

ある。なぜ福島第一原発事故の原因が、津波による全電源喪失だけであると断じて、国会事故調の報告書を否定しているのか、その科学的根拠とともに政府の見解を明らかにされたい。また、東京電力株式会社が全データを公開せずに事故の真因を証明していない理由について、政府の承知するところを示されたい。

その一方で、なお、政府がこの危険な原子力発電の技術を海外に輸出しようとしていることは、信じがたい状況である。原子力発電の技術の輸出は、一説に原子力発電の技術を維持するために言われている。

しかし、今後の日本に原子力発電所が必要と判断される現在、原発立地自治体に必要な技術は、原子力発電所の廃炉・解体の技術である。原子力発電所建設を目指す原子力発電の技術の輸出は、その廃炉技術の向上には全く役立たない。一体、何のための輸出であるのか、原子炉メーカーや鉄鋼業界の要求のためであるのか、その目的について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年四月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出原発再稼働に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出原発再稼働に關する質問に対する答弁書

一について

原子力規制委員会においては、最新の科学的知見や国際原子力機関等の規制基準を参考にしつつ原子力発電所がその基準に適合していることとしており、その目的について、政府の見解を明らかにされたい。

二について

新規制基準では、原子力発電所の地震による損傷を防止するため、規則第四条第三項において耐震重要施設（規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない旨規定されている。

事業者からの申請に基づき原子力規制委員会が実施する新規制基準に係る適合性審査の対象となっている原子力発電所がどの程度の地震力に耐えることができるかについては、当該適合性審査を実施中であることから、現時点でお答えすることは困難である。

五及び六について

原子力発電は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、「エネルギー基本計画」（平成二十六年四月十一日閣議決定）においても、安全性を大前提に、エネルギー需給構造の安定

つつ原子力発電所の規制に必要な基準を設定し、原子力発電所がその基準に適合しているか否かを確認することとしているところであり、その結果も、更なる安全性の向上に努めるべきであると考えている。

同委員会の専門的な判断により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の六第一項第四号の規定に基づき定められている実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「規則」という。）等（以下「新規制基準」という。）に係る適合性が確認された原子力発電所については、その判断を尊重し再稼働を進めることとしており、その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組んでまいりたい。

三について

新規制基準に係る適合性審査については、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所の事故（以下「本件事故」という。）を踏まえ、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づき設置された原子力規制委員会において、専門的な知見に基づき中立公正な立場で厳格に実施している。

四について

一についてで述べたとおり、原子力規制委員会においては、最新の科学的知見や国際原子力機関等の規制基準を参考にしつつ原子力発電所の規制に必要な基準を設定し、原子力発電所がその基準に適合しているか否かを確認することとしているところであり、また、安全性の追求に終わりではなく、継続的な安全性の向上が重要である、事業者においても、更なる安全性の向上に努めるべきであると考えている。

また、九州電力株式会社川内原子力発電所の火山対策については、同委員会において新規制基準に係る適合性審査を実施中であるところから、現時点でお答えすることは困難である。

二について

本件事故の原因については、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が平成二十四年七月五日に国会に提出した報告書において「今後規制当局や東電による実証的な調査、検証が必要である」とされている未解明の問題も含め、原子力規制委員会の「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」において調査等を実施しているところである。また、原子炉等規制法第六十二条の三の規定に基づき、東京電力から同年九月十四日に経済産業大臣に報告された「福島第一原子力発電所 東北地方太平洋沖地震に伴う原子炉施設への影響に関する原子炉施設故障等報告書の提出について」の添付資料において、「事故の全体像の解明が進

性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けている。

一についてで述べたとおり、原子力規制委員会の専門的な判断により新規制基準に係る適合性が確認された原子力発電所については、その判断を尊重し再稼働を進めることとしており、その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組んでまいりたい。

また、高レベル放射性廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）については、平成二十五年十二月十七日の最終処分場関係閣僚会議において、国が、科学的根拠に基づき、より適性が高いと考えられる地域を提示し、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）に基づく文献調査の実施に向けて取り組む方向で検討を進めていくこととしたところであり、引き続き、最終処分場の確保に向けて取り組んでまいりたい。

み、原因の分析・評価を行う過程で新たに確認された事実、得た知見については、引き続き報告していく。」と記載されているところである。

政府としては、本件事故の経験と教訓を世界と共にすることにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことは我が国の責務であると考えており、いわゆる原子力発電所の輸出については、相手国の事情や意向を踏まえつつ、高い安全性を有する技術を提供していく考え方である。

今般の消費税増税が百貨店業などの売上げに及ぼす影響に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月四日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

四 今般の消費税増税により、百貨店業、小売業で見込まれる売上げの減少に対し、税制上の救済措置などを講じる考えはないのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出今般の消費税増税が

百貨店業などの売上げに及ぼす影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出今般の消費税増税が百貨店業などの売上げに及ぼす影響に関する質問に対する答弁書

一について

商業動態統計調査によれば、平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度において、百貨店の販売額については、それぞれ、平成二十

二年度で約六兆七千二百六十七億円、平成二十三年度で約六兆七千二百三十一億円、平成二十四年度で約六兆六千四百九十三億円であり、ま

た、百貨店を含む小売業の販売額については、それぞれ、平成二十一年度で百三十五兆五千六百四十億円、平成二十三年度で百三十六兆七千九十九億円、平成二十四年度で百三十七兆千八百四十億円である。

今般の消費税増税が百貨店業などの売上げに及ぼす影響に関する質問主意書

平成二十六年四月一日に消費税増税が行われ、消費税率が八パーセントになつたが、これに関連して、以下質問する。

一百貨店業、小売業の直近三年の各年度の売上高について、示されたい。

二 今般の消費税増税により、政府は百貨店業、小売業でどの程度の売上げの減少が生じると想定しているのか、示されたい。

三 今般の消費税増税により、百貨店業、小売業で見込まれる売上げの減少について、政府はどういう対策を講じているのか、具体的に示されたい。

三及び四について

消費税率の引上げにより、百貨店、小売業においてどの程度販売額の減少が生じるかの試算は行つていない。

政府としては、消費税率の引上げに伴う駆け

込み需要の反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成二十五年十月一日閣議決定)において取りまとめた経済政策パッケージを着実に実行することとしており、「好循環実現のための経済対策」について(平成二十五年十二月五日閣議決定)において、当該経済政策パッケージの一部である五兆円規模の経済対策を策定し、低所得者や子育て世帯等への配慮や需要平準化を図るために給付措置等を行うこととしている。こうした対応により、百貨店、小売業を営む事業者を含め、消費税率の引上げによる影響が緩和され、経済の成長力の底上げや経済の好循環が実現されることを期待している。

今後とも、消費税率の引上げによる影響を注視しつつ、必要に応じ、適切な対策を講じてまいりたい。

ガーナ人強制送還死訴訟に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月七日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

行為で急死したとして、遺族が国を相手に損害賠償を求めた訴訟の判決が今年三月十九日に行われた。東京地方裁判所は「入国管理局職員の行き過ぎた制圧行為が原因」として、国に約五百万円の支払いを命じた。この判決に対しても、国は今年三月三十日に東京高等裁判所に控訴した。

判決では、スラジュさんの死因について「猿ぐつわで口や鼻からの呼吸が制限され、前かがみの体勢を強制されたことで窒息死した(中略)自殺防止のために猿ぐつわなどを使用したこと自体は違法とはいえないが、呼吸の状態を確認できない前かがみの姿勢を強制した点は違法と評価せざるをえない」と認定している。

また、入管職員の供述では、スラジュさんが送還時に抵抗したためうつ伏せの状態にして拘き上げたとしていたが、口頭弁論の中では実際のビデオが提出され、スラジュさんは抵抗どころか自ら立ち上がり護送車を降りている。

右の点を踏まえて、以下質問する。

一 こうした事実認定と動かぬ証拠がありながら、なおも控訴する理由及び争点を示されたい。

二 原告の遺族は「入管職員の違法性が認められ、心のわだかまりが取れた。正式に謝罪してもらいたい」と訴えている。國の控訴により原告側も控訴せざるを得なくなつたが、命を奪われた遺族の心情を察すれば、これ以上の心理的負担をかけないために控訴を取り下げるべきではないか、政府の見解を明らかにされたい。

三 入管職員への尋問から、送還時における法定外戒具の使用は日常的に行われており、ビデオ撮影も東京入国管理局の裁量で停止できるなど、人権が保障されずに送還されている実態が判明した。こうした実態を改める意思があるの

平成二十二年三月、強制送還中のガーナ人男性アバカル・アウドウ・スマジュさんが東京入国管理局職員(以下「入管職員」という。)の過剰制圧

か、政府の見解を明らかにされたい。また、何らかの方策を検討しているのか、併せて示されたい。

四 入管職員の教育について、欧米では教育ビデオなどを用いて共通認識を高めている。スラ

ジュさんの制圧に当たつて窒息の危険性を把握しなかつた点と、救護に当たつて詐病と決めつけ対処が遅れた点について、国内では具体的に

どのような制圧・救護方法の教育が行われているのか。また、事件の前後で教育内容は改善したのか。

五 国外退去忌避者への国費送還は事件後に一旦停止されていたにもかかわらず、昨年再開されたことが確認されている。「ほとぼりが冷めた」ともいえるタイミングで再開された理由は何か。職員の教育が徹底されたと公に確認できるまでは中止すべきと考えるが、いかがか。

六 今年三月三十一日、東日本入国管理局（茨城県牛久市）が、「収容していた外国人男性二人が死亡した」と発表した。イラン人男性が二十八日午後七時五十分ごろ、食事をのどに詰まらせ、病院に運んだが翌日に死亡した。三十日前七時ごろには、カメリーン人男性が意識不明の状態で見つかり、病院で死亡した。この男性は二十七日に体調不良を訴え、医師の診断を受けていたという（三月三十一日付け毎日新聞）。それぞれ三十三歳と四十三歳で、働き盛りの男性が立て続けに二人も死亡するなどということは偶然の一致では起こりえず、収容者の生命保全や人権尊重を怠っているとしか考えられない。

難民申請者が腕を骨折した際、病院側に診療を拒否された事例もあると聞く。国内外で問題視されている、こうした収容外国人への異常な

扱いを改善すべく、ルール作りや職員の人権意識向上プログラムを行っているのか。行つてない場合にはその内容を、行つていない場合には、今後そのような予定があるのか示されたい。

右質問する。

平成二十六年四月十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出ガーナ人強制送還死訴訟に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出ガーナ人強制送還死訴訟に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出ガーナ人強制送還死訴訟に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出ガーナ人強制送還死訴訟に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出ガーナ人強制送還死訴訟に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）により収容されている者の待遇は、その人権を尊重しつつ、適正に行つてゐるところであるが、法務省入国管理局において、職員に対し、学識経験者、関係機関職員等を講師として人権に係る研修を実施しているほか、被收容者の待遇に従事する職員を対象として、適正な待遇に関する研修を実施している。

御指摘の東京地方裁判所判決については、御指摘のガーナ人男性（以下「当該男性」という。）の死因、制圧行為と死亡との因果関係の有無、主張とは異なる認定がなされたため控訴したものです。

三及び四について  
お尋ねは、現在裁判所に係属中の事件に関する事柄であり、お答えすることを差し控えたいが、いずれにせよ、当該男性の死亡事案が発生したことを踏まえ、法務省入国管理局において、より安全かつ確実な送還に万全を期すため、護送及び送還に係る所要の通達を発出するとともに、護送及び送還を担当する入国警備官の実技訓練を継続的に実施するなどしている。

五について  
当該男性の死亡事案が発生したことを踏ま

官 報 (号 外)

平成二十六年四月十六日 参議院会議録第十七号

第一明治  
三十五年三月三十日  
郵便物認可

発行所	二東京一 二番四都港五 行政区虎ノ門四 独立行政法人國立印 立行政法人國立印 刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 二三六円 二三〇円)